

集落営農推進マニュアル (携帯版)

未定稿

農地集積指導センター

提供元：JA宮城中央会

目次

- Q - 1 今、何故、「集落営農」なのでしょう？
- Q - 2 集落営農とは？
- Q - 3 集落営農をすすめるための留意点は？
- Q - 4 話し合いではどのようなことを話題にすればいいのでしょうか？
- Q - 5 話し合いで注意することは？
- Q - 6 集落営農ビジョンや集落営農計画はどのように作ればよいのか？
- Q - 7 アンケート等の調査を実施する際に注意すべき点は？
- Q - 8 小規模農家や兼業農家の賛同を得ることが必要です
- Q - 9 集落をまとめるリーダーの条件とは？
- Q - 10 担い手とは？
- Q - 11 機械・施設を効率よく活用するには？
- Q - 12 作業料金はどのように決めればよい？
- Q - 13 生産組織を長続きさせる秘訣は？
- Q - 14 専業農家等、担い手の役割は？
- Q - 15 集落営農を維持・発展させるために...
- Q - 16 集落を活性化させるために...
- Q - 17 普及センター等関係機関との関係は？
- Q - 18 特定農業団体、特定農業法人とは？
- Q - 19 集落内に担い手がない場合はどうするのか？
- Q - 20 農業経営の将来像

任意組織の経理

語句説明

任意組合 人格のない社団 内部留保 認定農業者 LLP・LLC
農業環境規範 家畜排せつ物法 エコファーマー

米の流通制度について

卸売市場制度の見直しについて

はじめに～集落営農を推進するために～

平成 16 年度から始まった米政策改革では、「売れる米づくり」や「産地づくり対策」をテーマに「地域水田農業ビジョン」の実践が全国的に取り組まれています。

しかしながら、地域水田農業ビジョンの策定・検討に当たっては、農家や集落の意向・意識を反映した「積み上げ方式」を採用したものが少なく、また、策定されたビジョンの内容について農家への周知が不十分であると各種調査より報告されています。そのため、農家や集落の意向・意識を取り込みながら、ビジョンの検証および点検をすすめていく重要性和必要性が求められています。

以上より、米政策改革において、より多くの地域・集落が「集落営農ビジョン」づくりに着手し、地域水田農業ビジョンとの連携・連動を図りながら、構造改革を行い、諸課題を解決するとともに、環境変化に対処することが求められています。

本県 J A グループでは、平成 14 年度より「集落営農」を基本とした、主体的で、多様で幅広い担い手による「構造改革」と「産地づくり」の推進に取り組んできております。

そこで、本会では、これらの取り組みを加速的に展開するため、平成 16 年 11 月に「集落営農ビジョンづくり緊急対策」を実施し、各集落毎の「集落営農ビジョン（＝共通目標の設定と計画化）」の策定を支援してきました。

特に、J A 職員による集落担当制等の取り組みが実施されており、「まずは、出来ることから取り組む」ことを基本姿勢としております。

集落営農を推進するに当たり、キーパーソンとなる J A 集落担当者用の携帯版参考資料として本冊を作成しました。集落座談会や話し合い等のご活用いただければ幸いです。

平成 17 年 6 月
J A 宮城中央会営農農政部

実行組合長の哲郎さんが「集落営農」の話をJAから聞いて、ひとり言をしゃべり出しました。ちょっと聞いてみましょう・・・

哲郎のひとり言

このまま、萎んでいっていいのがなあ・・・

- ・米の消費量は、40年前の半分になった。
- ・米の値段は、一頃とくらべて3割も下がった。
- ・このままで...本当にいいのが？ このまま萎んでいって・・・
- ・田んぼや俺はどうなる？ 地域はどうなんのや？

何がすなくてねえべな。

- ・やっぱりこのままでは駄目だ。そう思わねえが？
- ・そのためには、集落は、グループは、個人は、そしてJAは何をしなくてねえのが、皆して考えねくてねえな・・・
- ・JAも、販売のプロどしてもっとがんばってける・・・

「集落営農」・・・あんまり難しく考えんな。

- ・自分で出来る人は、そんでいいっちゃ。
- ・無理して、グループだの組織だのって、言わなくていいんだ・・・
- ・皆してやったら、こんだげ良くなる、こだに手元さ残った...こいなごどだよ。分がりやすくしゃべればいいんだ。
- ・あど、自分で出来る人も、今だから自分でできべげっと、5年後、その後はどうすんだが...つつうごども考えねえどなあ・・・

兼業だの小さい農家は農業やめろ、つつうごとではねえんだど。

- ・国だのうるさくゆう奴らが、「大規模集積だ！」だの「担い手集中だ！」だの言っけど・・・そうじゃねえべ。俺だって、年寄りや女のしたづだって、やりたげればやっていいべや・・・みんなでまどまれば、立派な「担い手」だっちゃ。
- ・そん中がら、後継者や担い手を作ったり、支えてだりしていくのっしゃ！
- ・その仕掛けや仕組みを集落やグループで考える・・・集落が「大規模経営」のひとつになる・・・集落そのものが「担い手」になればいいべ。
- これが集落営農だよ！ 皆に誤解されねえようにしねばな！！

元気とロマンだよ・・・これがらは・・・つがうが？

- ・誰も面倒見でくれね時代、この先が分がんね時代だから、俺だづが頑張らねえどな！
- ・世の中、誰も助けでくれね・・・俺らで助け合っって頑張るべ。
- ・みんな、まどまったら「元気」になっぺ。んだべ！！ 違うが？
- ・これがらの百姓は「夢とロマン」だ！！ もの作りが主役になんねげれば、日本は良くなんねべえ。

とぬかぐ・・・やってみっぺや。

- ・とぬかぐ、JAど一緒になってやってみっぺ。やんねで、ああだこうだはねえべ。
- ・JAは販売のプロになってける！俺だづは作り方のプロになっから。
- ・JAがらは、集落さ入って世の中の話してもらったり、「ああしたら」、「こうしたらいいっちゃ」ってヒントをもらうど、うんといいなや。
- ・お互い決めだ事は一緒にするんだがらさあ・・・

集落営農ビジョンの策定に係わる「JA集落担当職員の心得」

1. 農業・JAを取り巻く環境を理解する

国際化や規制緩和等法律・制度の改革の動き（米政策改革、政策転換、安全・安心等）
に関して一通りの情報を持ち、理解していること。

多様化する流通形態と売れる農産物づくりの必要性（価格形成の仕組みの変化等）に
ついて、一定レベルの認識を持つこと。

もし自分が農家だったら、もし自分が消費者だったら、という視点を大切すること。

2. 農家が困っていることや期待していることに敏感になること。

米を作る、野菜を育てる、売る・出荷する...という一連の行動を一緒に考えること。

～どの水田に、誰が、どのように、何を、いくらで、どれだけ作るのか？

～JAは、出来た農産物を、どのように販売し、所得として返すのか？

～集落営農について、みんなが納得し、主体的に実践・参加してくれるのか？

3. JA担当職員は専門的知識はいらない。

同じ目線で、問題意識を共有すること（相手の言っていることが解かる）。

農家や集落に「情報」を伝えること（自分も理解しながら）。

農家や集落とJAの繋ぎ役（パイプ役）に徹すること。

激励と支援（サポート役）の継続的な実施をすること。

専門的な対応や相談は、関係事業部門が担当すること（事業利用に結びつく）。

4. 農家や集落への支援活動について

集落リーダーや世話役の支援を行うこと（補佐役に徹する）。

集落営農ビジョンの策定にあたって、必要な資料を収集し課題を整理することなど
について必要な援助・相談を行うこと（数字に関する事項、課題項目や書式等につ
いてのアドバイス等）

実践場面での集落リーダーや世話役のお世話（事務・経理関係、相談事項に関する
JAとの仲介等）

5. 組合員から「見られていること」の意識を常に有すること。

JAの顔として集落や農家に接する機会が増えるので、姿勢を正すこと。

出来れば、組合員組織・グループの事務局を担うこと（信頼関係の確立）。

協同組合運動としての使命感のもとに、教育的な活動もふまえること。

Q - 1 何故、今、「集落営農」なのでしょう？

A - 1

10年先、20年先の集落の姿を考えたことがありますか？

集落内の農家数は減っていませんか？

後継者がいない、高齢化が進んでいませんか？

耕作放棄地が増えていませんか？

家族経営の限界を感じたことはありませんか？

所有機械の負担が大きい...

生産コストがなかなか削減できない...

などなど

こうした課題に対処する一つの方策として「集落営農」が考えられます。

農地を利用する場合、水田や水利を管理するには個人の力では困難です。加えて、転作に取り組むには、水田が水稻だけでなく畑作物も作付けできる「器」である必要があります。また、近年は、農地が国土保全や人間回復の場であり、社会的な役割の発揮も期待されています。

つまり、農地（水田）を農地として面的に守るためには共同＝協同の力が欠かせません。

【集落営農のねらい】

効率的な生産体制の確立

土地利用型作物での機械・施設の過剰投資を解消し、集落単位での農地利用の合理化や機械・施設の共同利用により農業生産コストの低減を図ります。

地域における専業農家、兼業農家や女性、高齢者の役割分担を明確化し、集落全体の営農意欲の高揚を図ります。

農地の有効利用

女性や高齢者が営農の役割を担って参加した集落ぐるみの取り組みとサービス事業体等の営農支援を利用した効率的な農業生産活動を行うことで、農地の有効利用と遊休農地の解消を図ります。

農村社会の活性化

集落営農活動により地域住民の相互理解や連帯感が深まり、農村文化の継承や農村の景観保全等の取り組みを通じて集落コミュニティの活性化を図ります。

【集落営農の効果】

経営、経済的な効果

大型機械の導入により、機械作業が省力化され作業能率が向上

機械・施設の共同利用で農業生産コストの低減が図られ所得向上が可能

オペレータによる作業で機械作業が均一化にできる

作業技術が統一され技術の個人差が解消され反収や品質が向上

農地の貸し借りや作業の委託が安心してできる

稲作の省力化により園芸や農産物加工などの複合経営が可能

耕作放棄地の解消や稲以外の作物の導入により耕地利用率が向上 などなど

集落生活環境の効果

生産性の高い、魅力ある農業経営により農業経営者の育成・確保が可能

集落内での話し合い活動が活発化し、集落内、家庭内での親睦が深まる

農作業の省力化により、ゆとりある生活時間を確保

農業生産活動以外に集落の伝統行事や個人の趣味活動が促進 などなど

Q - 2 集落営農とは？

A - 2

1～複数集落を1つの営農単位として捉え、地域全体の力で農業、特に土地利用型農業の生産性の維持・向上を目標とした営農類型のことです。

規模の大小、専業・兼業などにこだわらず、集落内の全農家の参加が必要となり、話し合いによる協調・協力、すなわち＜合意形成＞が基本となります。

例えば、転作の団地化などの土地利用調整、集団化による機械の共同利用など、いろいろな場面で合意形成が必要となり、効率的な土地利用と機械の過剰投資の解消など、地域が抱えるさまざまな問題で話し合いが必要となります。

その際、集落は生産の場であるとともに生活の場でもあることを忘れないようにすれば、合意が得やすくなるでしょう。

Q - 3 集落営農のすすめる上での留意点は？

A - 3

集落が抱える課題を解決する手法として「話し合い」にもとづく「合意形成」が重要です。多くの階層から参加してもらうことが大切になります。

集落営農のねらいは従来の農業生産や農村の暮らしの仕組みを変えることですから、生活環境も含めた総合的な視点からの検討が必要です。農産加工や販売技術を持っている女性や将来の集落を担う若者も必ずメンバーに入れて話し合いを行ってください。

Q - 4 話し合いではどのようなことを話題にすればいいのでしょうか？

A - 4

「転作対応」「機械の過剰投資」「後継者不足」「遊休農地の増加」など、全員が関わることができる共通問題、特に「共通の困りごと」を話題にするとよいでしょう。生産だけでなく生活環境問題も絡めた話題もよいかもしれません。

Q - 5 話し合いで注意することは？

A - 5

話し合いで注意したいことは、互いの生き方を尊重して「押しつけ」や「否定」は避けることです。家族内でさえ生き方は多様化しているわけで、ましてや他人はもっと多様化しているからです。また将来性のあるビジョンや計画の作成には現状の延長線上で考えない方がよい場合があります。今は奇想天外な発想でも将来には実現できるかもしれません。話し合いは真面目に行うことは当たり前ですが、自分たちのことですから“夢”や“衆楽”営農の部分が少々あってもいいのではないのでしょうか。

補足1【集落リーダーの選出から集落ビジョン策定に向けて】

STEP1：話し合いの体制づくり コアメンバーの選出から推進体制構築まで 集落リーダーの選出

実行組合の組合長・役員や集落の農業の担い手と期待される人などを中心にして、話し合いの中で適した人をリーダーに選出しましょう。

Uターン者など企業で活躍してきた人の登用も積極的に検討しましょう。

集落リーダー選出成功のポイント

集落構成員を引っ張るリーダーシップ、合意形成力、実践的行動力、合意事項の実行管理能力を持ち、法人の経営者としての資質も兼ね備えた者で、集落の将来ビジョンの実現に向けた強い信念を持った人が適任です。

リーダーをサポートする体制づくり...コアメンバーの選出

地域の農業を動かしていくには、リーダー1人では十分に活躍できません。リーダーをサポートするサブリーダー的な存在が不可欠です。集落営農の組織化・法人化を検討するメンバーとして、集落営農の担い手として期待される者、集落内の市町村、農業委員会、JA等の農業関係機関・団体の職員(OB)・関係者をサポート役として協力が得られるようにしましょう。

サポート体制成功のポイント

サポート体制の人材は以下のような有志により構成されることが好ましい。

人望がある人 発言力、行動力がある人 連絡調整ができる人
経理(数字)を得意とする人 夢を語れる人

地域の関係機関・団体との連携

様々な情報を得たり、組織化・法人化の支援・協力を受けるため、市町村、普及センター、農業委員会、JAなどの関係機関・団体との連携体制を作りましょう。

STEP2：組織化・法人化に向けた検討会 集落の話し合いに向けた準備活動

集落内での営農への取り組みを検証

これまでの集落内での農業の取り組みをコアメンバーで検証してみましょう。検証結果については整理しておきましょう。

集落の現状把握と将来像

農地面積、農家数、担い手数などについて集落の現状を統計データ等によって客観的に把握するとともに、将来の経営耕地面積、農業就業人口・高齢化率を算出し、中・長期の集落の姿を分析しましょう。

これにより、集落の現状把握と課題の整理が可能となります。

集落の現状把握成功のポイント

合意形成を図るに当たって、まず現状の把握から入るのが重要です。話し合いの糸口を掴むためにも集落の現状を把握することが重要です。

各戸の家族構成：

現在の家族と年齢構成、農業従事内容、後継者の有無等

各戸の農地：

経営面積、賃借状況、遊休農地、土地改良賞金残額・期間、水利権等

各戸の機械・施設の所有・稼働状況：

種類、保有台数、経過年数、投資額、更新計画、稼働日数、稼働率等
各戸の将来の営農意欲：経営面積の規模拡大、縮小の意向など

全体としての整理：

集落内のオペレータの人数と年齢、作業従事日数、出入作の状況、
集落関係者の年齢構成、後継者の状況、集落全体での機械への投資額、
貸借・作業受託・遊休農地のマッピング、
5年後10年後に耕作者がいる農地のマッピングなど

農家の意向調査

地域の農業関係機関・団体の協力を得て、農地所有者に3年後、5年後、
10年後の農地管理、農業の展開方向や集落営農参加への意向をアンケート
調査しましょう。この場合、特に後継者の意向も同一質問で調査しましょう。

農家意向アンケート成功のポイント

誰がどのような農業をやろうとしているのか？

今後、サラリーマンのような他産業の就業を重点に考えていくのか？

後継者がおらず悩んでいるのか？

近い将来、農業をやめることを考えていくのか？

規模拡大しながら農業を続けていくことを考えているのか？

などについて農家の意向を調べることが重要です。

答えやすく、誘導的でない設問、回答様式を作る。活用方法も明記する。

配布・回収方法を工夫する。回収には時間を掛けない。

集計方法も吟味する

調査結果を公表する

あらゆる世代の意見を取り入れるように配慮する

膨大な質問量にしない

分かり易い表現、文字の大きさにも注意。

集落営農のビジョンづくり

5年後、10年後の地域・集落の農業をどう維持・発展させるか、農地を
どう利用集積するのか、など将来のビジョンを検討しましょう。

集落営農ビジョン策定のポイント

集落内の農地資源、水資源、気象条件、選択作目による経営類型の指標
から計算される農産物生産量の市場評価、集落内農家の役割分担に基づく
労働力の十分な確保等について検討し、農家が進むべき進路に明確な意志
を有し、集落の資源に適合した集落営農ビジョンであることが重要です。

集落全体が何を目指すのか？

集落営農の基本的な形態は「共同利用型」「農作業受託型」「集落ぐるみ
型」に分けることができます。意向調査等により集落に適したタイプを選
びましょう。

大きな目標を立てましょう

安全・安心な農産物の提供、環境に配慮した農業、将来的には法人経営
など集落営農をどのように発展させたいかも含めて考えましょう。

具体的な行動計画（誰が何をするのか）

目標が決まったら、その目標を達成するための行動計画を定めるため、生産・販売・加工、会計経理などについて「何ができるのか」「何をしなければならないのか」を決めましょう。

具体的な経営指標

農地面積 ha、地代 円、オペ料金 × × 円など具体的な数値による経営指標を決めましょう。

集落リーダー、サポート役員意思統一

集落リーダー、サポート役員間で、地域の現状や農家の意向を踏まえ、組織化・法人化の必要性、メリット・デメリットなどへの理解を深め、意思統一、合意を図りましょう。

集落全体の話し合いに向けた組織化・法人化の方針検討・取りまとめ

今後のビジョンの明確化

組織化・法人化する目的の明確化

当面の経営計画づくり

集落全体での話し合いの内容・方針決定

集落内農家等に対する事前調整

集落営農の経営計画成功のポイント

《個人所有機械の処分と機械の共同利用》

《出し手による畦畔・水路の管理》

《周年雇用の確保》

《農地の集団的土地利用調整》

Q - 6 集落ビジョンや集落営農計画はどのように作ればよいのか？

A - 6

まずは、現状の洗い出しから始めます。実態と将来方向を統計データやアンケート調査で計数的にきちんと整理することが必要です。それが、話し合いの素材になりますから、その整理に仕方は集落営農がうまく展開できるかどうかの鍵を握っています。視覚的に、誰にでも、分かり易くすることも必要です。

Q - 7 アンケート等の調査を実施する際に注意すべき点は？

A - 7

集落の共通課題を見出す一般的な方法にアンケート調査があります。アンケート用紙は普通一戸に一通配布なので、世帯主(男)が回答するため、「世帯主 = 家」の考えしか伝わらず、女性や後継者の考えはほとんど反映されません。

ですから、内容によっては世帯員別にアンケートを行い、コトの本質を確認することを怠らないようにして下さい。「戸」から「個」への発想の転換がポイントです。

補足2【集落ぐるみの話し合いと合意形成に向けて】

STEP1：地域農業の現状理解と組織化・法人化への理解促進

分かり易く説得力のある資料で、本音で話し合い共通理解を図る
話し合いのポイント

集落リーダー等による集落営農の組織化・法人化に向けた意思統一が図られたら、集落ぐるみでの話し合いを行いましょ。

「労働力の高齢化」「担い手不足」などの集落内農業の現状を点検し、問題点について理解を深めましょ。

将来の農地管理のあり方

転作や米価の動向

収益性

現状のままだと5年後10年後にはどうなっているのか

法人化した場合のメリット

などについて、地域の農業関係機関・団体も交えて話し合いを重ね、組織化・法人化の必要性について理解を求めましょ。

夫婦そろって、また若い世代も話し合いに参加してもらいましょ。

集落での話し合い成功のポイント

「集落の若い人」や「実年若手」を中心に話し合いを展開

合意形成の場成功のポイント

合意形成の場を組織化することが有効かつ重要。実効性の確保も重要。

話し合いの具体的な項目

集落の現状や問題点の理解促進

将来の農地管理のあり方

集落営農の組織化・法人化のメリット・デメリットの理解
農作業の担い手
収益の配分方法
などなど
先進地の視察

「百聞は一見に如かず」。事前に講師を呼んで説明を受けて、問題点を整理し、目的意識を持って視察に臨むと効果的です。

先進地視察成功のポイント

女性の意見は集落全体の合意形成を得る上で非常に重要な要素です。視察には女性の参加をお願いしましょう。

集落営農への意志決定

集落全体での話し合いや先進地視察等を経て集落の構成員間で意志決定しましょう。

STEP2：経営方針の検討と作成 合意に基づいた具体的な方針・計画を策定

経営方針づくりに当たっての検討項目

生産、労務、雇用、投資、資金、農地の集積、機械利用などの計画を取りまとめましょう。

[目的]

[経営方針]

[経営安定のための取り組み] ... 単一経営、複合化・多角化

[農地利用集積の方向]

STEP3：集落営農の組織設立

事業内容、経営計画、組織体制などが合意されれば、組織設立です
集落営農組織設立（チェックリスト）

組織設立に向け、各種の規約や営農計画等の取り決めに整理、リスト化、点検するなどして構成員間で共有しましょう。

組織の体制（代表者、役員、部門担当）

規約（組織規約、機械管理規約）

営農計画（作付け、出役）

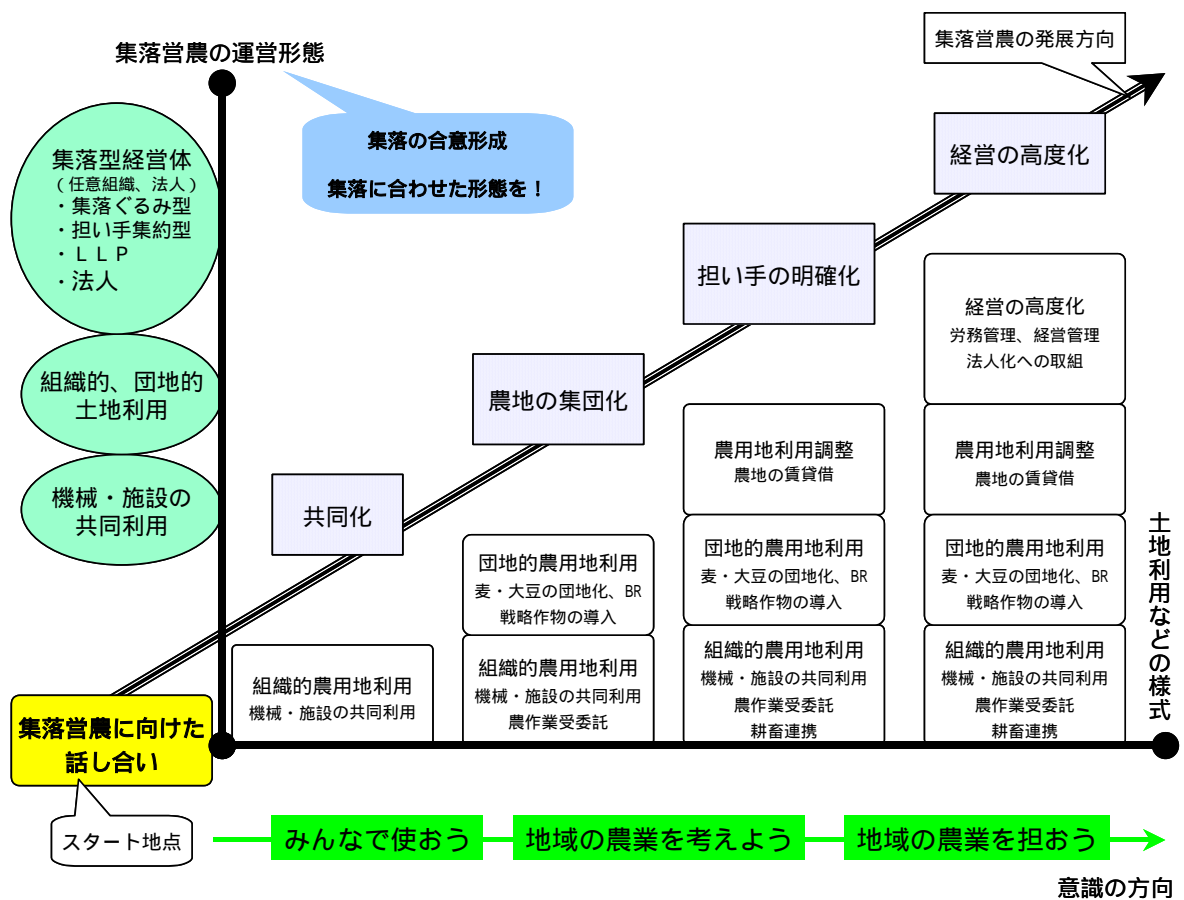
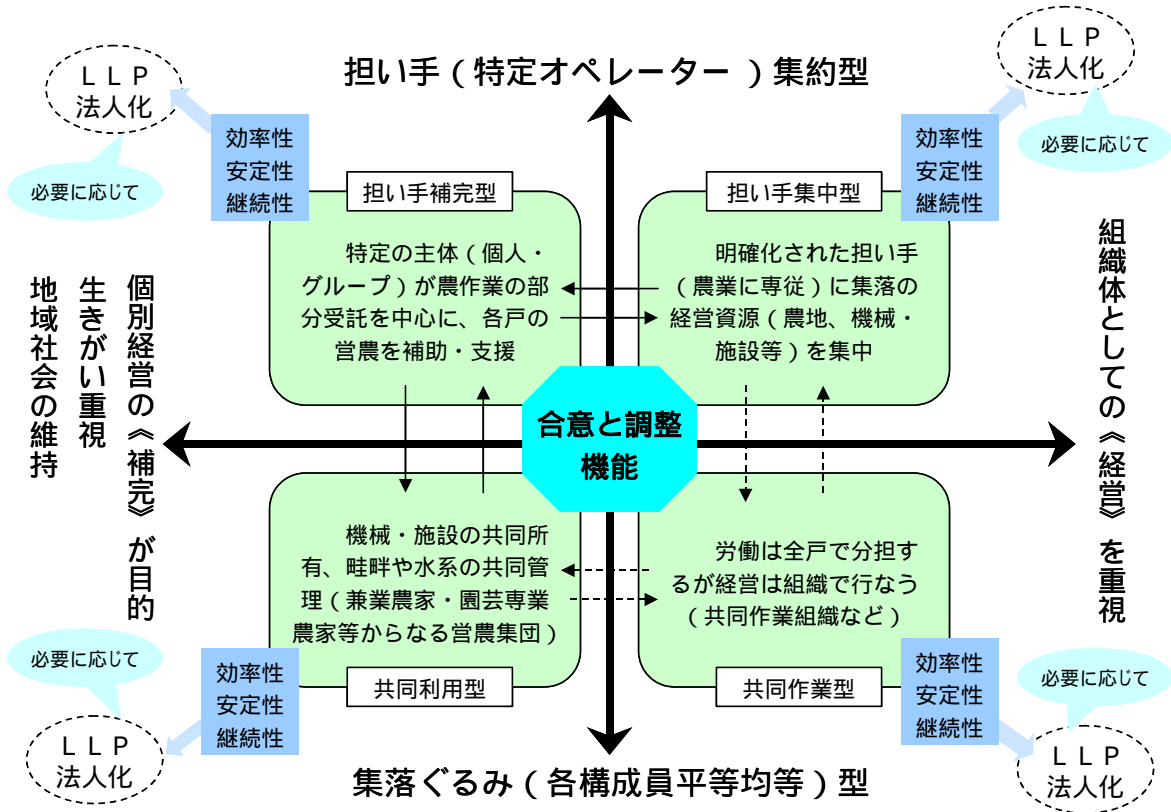
収支計画（経理の一元化）

農地の賃貸借、作業受託関係の整理

農業機械の導入、継続計画

などなど

【図 集落営農の考え方】



Q - 8 小規模農家や兼業農家の賛同を得ることが必要です

A - 8

一般的に、農業振興対策は規模や販売額の大きい農家を対象にしていると受け止められがちです。畦畔管理や水路管理等の地域資源管理・保全は大きい農家だけでは守ることは困難です。そのため、小規模農家や兼業農家にもメリットが享受できる仕組みをつくるのが大切です。

農作業はいろいろな種類の作業があるので、老若男女それぞれに適した仕事をやることができます。

Q - 9 集落をまとめるリーダーの条件とは？

A - 9

集落営農は総合的な取り組みですから複数のリーダーが必要です。農業事情に精通し、しかも技術水準の高いリーダーと非農家も含め集落自治会等に精通しているリーダーがいると理想的です。

リーダーの条件として、洞察力・判断力・決断力など一般的にいわれる“力”も大切ですが、「包容力」もそれに劣らない条件です。話し合いに基づく合意でモノゴトを解決するわけですから、“聞く耳”のないヒトは不適格といわざるをえません。リーダーはより高い視点と幾まわりも広い視野を持ち、自らの将来構想に自信を持つことです。

Q - 10 担い手とは？

A - 10

集落営農の基本は「効率的な」土地利用型農業を確立することで、集落の全農家が関わりを持つ稲作をいかに省力化し、コストを下げるかが関心事になります。そのためには、集団を結成し機械の共同利用と共同作業が有効な手段となります。この場合問題となるのがオペレーターをはじめとする作業に出役する人たちの確保です。農作業は手作業部分もあり、適期作業遂行のために多くの組作業人員を必要とする作業もありますので、兼業従事者や女性・高齢者にも活躍の場があります。多様な担い手という視点を忘れないで下さい。

Q - 11 機械・施設を効率よく活用するには？

A - 11

作業の省力化とコスト低減は一般に逆比例の関係にあります。作業面積にも依りますが、省力化をすすめるには機械・施設を重装備する必要があり、その分コストがアップします。

補助事業の利用などで両者のバランスをとっているわけで、広域施設の利用、農業機械リース事業の利用等も有効な手段です。

Q - 1 2 作業料金はどのように決めればよい？

A - 1 2

生産組織の核をなすオペレーターの確保は極めて重要ですが、オペレーター料金は低く見積もられがちで、そのために組織が解散するというのも散見されました。オペ賃金の低さの背景には集落の悪しき平等主義、家族労働の無償化があります。生産組織の活動は集落行事の延長ではありませんから、労働の対価はきちんと支払うことが大切で、労働も費用であるという企業的な考えが必要で、積極的に出役を促すような労賃を設定することです。

Q - 1 3 生産組織を長続きさせる秘訣は？

A - 1 3

組織の活動を継続させるには、特に機械・施設の更新のための「内部留保」が大切ですが、大部分は積立していない組織が多いようです。内部留保を高めるには員外作業などを含めて事業収入を確保することですが、意外な落とし穴が員外料金の決め方です。補助金の利用などで員内料金を低めに設定すると、初期は員外料金は多く望めませんので赤字に陥りがちになります。組織活動もビジネスであることを常に認識して下さい。

Q - 1 4 専業農家等、担い手の役割は？

A - 1 4

集落営農の核となるのはやはり専業農家等の担い手です。例えば、大規模施設野菜農家がお荷物になった稲作を極力生産組織に任せ、施設園芸に専念する、といった場合、組織は兼業従事者や高齢者の働きが大きくなります。

また、専業農家は兼業農家や高齢者の支援に出来るべく認定農業者や家族経営協定などの制度にも積極的に対応し、プロの農家として社会的責任を果たそうとしています。他産業とも対峙できる農業経営者といえますし、プロの存在は兼業農家や小規模農家にとって心強いものがあります。

Q - 1 5 集落営農を維持・発展させるために...

A - 1 5

農村の暮らしの改善も集落営農の役割で、生活環境問題も加えて推進する必要があります。特に近年は水源の涵養・良好な景観形成・生物多様性の保全など農業の多面的機能の発揮も要請されており、生活環境問題も農業生産に劣らない重要性があります。生活環境に関わるメリットは女性や子ども・高齢者にも及びます。地域住民誰もが関わりを持ち、誰もがその効果を楽しむ仕組みづくりが継続のポイントです。生産の場と生活の場が分離しにくい農業・農村にあっては「むらづくり」の発想で取り組むことが重要です。

Q - 16 集落を活性化させるために...

A - 16

集落営農は集落の活性化に結びつかないと真の効果が発揮されたことにはなりません。つまり、むらづくりに結びついていくことが大切です。むらづくりの基本はそこに住むヒトすべてが住んでいてよい、あるいは住んでよかったと感じさせることです。特に、将来の社会を担う子どもたちに誇れる集落づくりを心がけるのが大人の役目です。

今日、多面的な機能を有する農村は、都市部に向かって農村の良さを大いに情報発信する必要があります。消費者との「顔の見える関係づくり」が活性化につながります。

Q - 17 普及センター等関係機関との関係は？

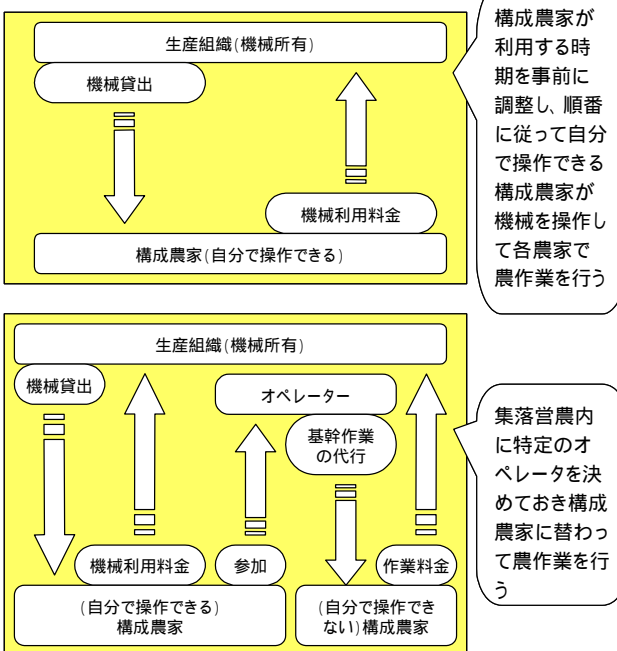
A - 17

ソフト・ハード両面から関係機関の支援は不可欠ですが、情報化の時代ですので、関係機関の持つ多くの情報量を積極的に利用すべきです。できる限りの情報を集落の話し合いにインプットしてビジョン作成に役立てることで、ソフト、つまり無形の資産を大切にしてください。

ハードについては自分たちの身丈にあった事業導入を行うことが重要で、創業資金よりも運転資金に着目すべきです。運転資金には補助金はありません。

共同利用型

農業生産コストの低減や農作業の効率化、労働の負担軽減を図るため、集落（集落内生産組織）で機械・施設を所有して、構成員が計画的にローテーションを組んで共同利用するタイプ



構成農家が利用する時期を事前に調整し、順番に従って自分で操作できる構成農家が機械を操作して各農家で農作業を行う

集落営農内に特定のオペレータを決めておき構成農家に替わって農作業を行う

課題と対応

個人機械・施設の取扱い方法

【対応例】
 構成農家が所有する機械・施設を処分する
 更新時に再更新させない
 集落で使える機械・施設を買い上げる(借り上げる)

設立時の共同機械の導入・更新方法

【対応例】
 リース制度を活用する
 補助事業を活用する
 構成農家の拠出金で購入する
 利用料金の積立金により購入(更新)する
 制度資金の融通で購入(更新)する

共同利用機械の管理方法

【対応例】
 機械ごとに管理者を決める
 オペレーターが管理する

共同利用機械・施設の利用調整方法

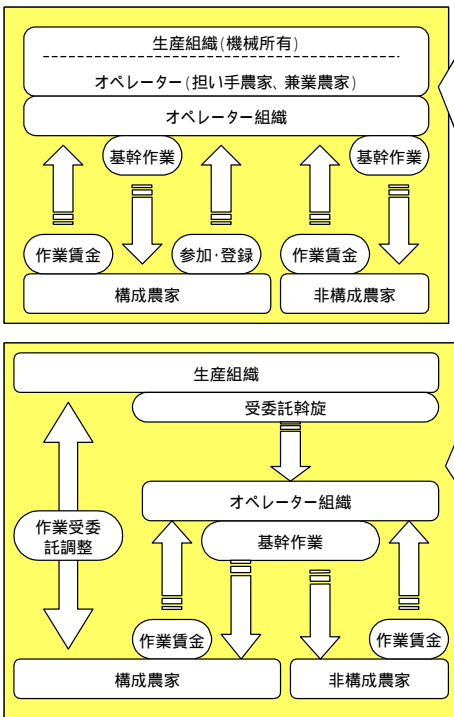
【対応例】
 構成農家の利用希望日を把握し調整する
 面積に応じて利用回数を決め希望日を調整する
 作業希望日を調整しオペレーター間で作業のローテーション化を図る
 作付の団地化等を行い、団地(ブロック)ごとに作業日を決定する

作業料金の設定方法

【対応例】
 料金を機械の更新・維持管理費を含めて設定する
 構成員と構成員以外の作業料金を設定する

農作業受託型

集落内にオペレーター集団を形成し、機械や施設を利用した基幹作業を受託し、補完作業は他の農家が行うタイプ



担い手農家を中心としたオペレーター集団または兼業農家からオペレーターを募る方式があり、集落で整備した施設・機械のランニングコスト低減、農作業の受託料収入による所得向上、受託作業を通じた経営規模拡大を図る

オペレーター農家だけでオペレーター組織（内部組織）を結成し作業受託組織として独立して運用を行う。機械の更新時にオペレーター組織として独自の機械を所有することが多い

課題と対応

農業機械・施設の共同利用に関する課題等は共同利用型と同じ

基幹作業

【オペレーターの選出方法】
担い手農家によるオペレーター集団を形成する
兼業農家からオペレーターを募る
集落内で見つからない場合は、集落外の担い手や外部支援サービスの活用も検討する

【労賃の設定方法】
オペレーターを確保し易いように、できるだけ高賃金に設定する
機械の更新も考えた労賃を設定する
日当制、面積割により公平性を確保し、オペレーター間で不満が出ないように決める
労賃支払いは、直接現金支払い又は本人口座に振り込む

【出役計画の作成】
作業別面積の集計や作業スケジュールを作成して出役日調整する

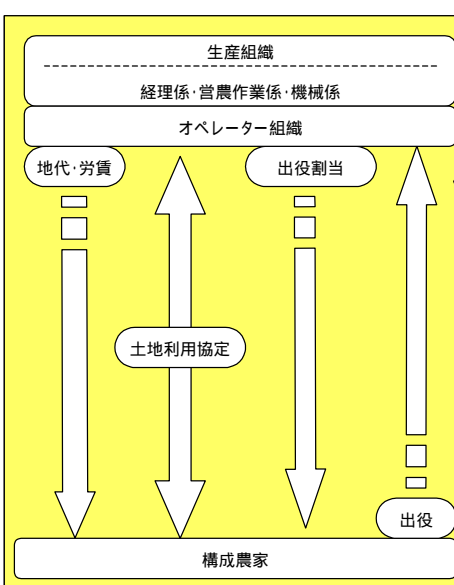
【作業の均一化】
オペレーターの技術研修を実施する
作業内容の基準を取り決める

補助作業

基幹作業と同様の検討が必要
特に、労賃の設定については、作業内容に応じた賃金設定を検討する

集落ぐるみ型

集落の農地全体を一つの農場とみなして、機械・施設の利用、農地の管理、作物の生産などを各々の構成農家の能力に応じて協業で営農を行う。
収益や費用のプール計算を行い、収入はプール計算に基づき、農地の持分や出役時間に応じて各構成農家に配分するタイプ



営農組織の中に経理係などの担当者配置し、構成農家との土地利用協定やオペレーターによる基幹作業実施調整を分担して行う

課題と対応

農業機械・施設の共同利用に関する課題等は、共同利用型と同様

農地の面的集積

【対応例】
分散した農地を集積する
特定の農家へ集積を図る

栽培協定による団地化

【対応例】
水稲品種を統一し、団地化を図る
転作物物の導入に当たっては、統一と団地化を図る
裏作物物の導入に当たっては、統一と団地化を図る

団地化対象の範囲

【対応例】
集落内の全農地を対象とする
転作田の団地化など集落内の一部農地を対象とする
合意が図られた集落内の数筆の農地を対象とする

転作への対応

【対応例】
ブロックローテーションを行う
転作を固定する

利害関係等の調整

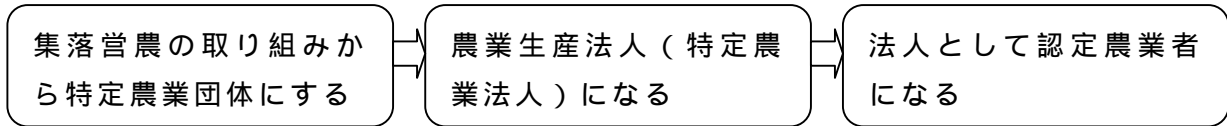
【対応例】
個々の農家の栽培作目を調整する
収益配分方法を定める
個々の農家への転作割合を調整する

【集落営農の法人化】

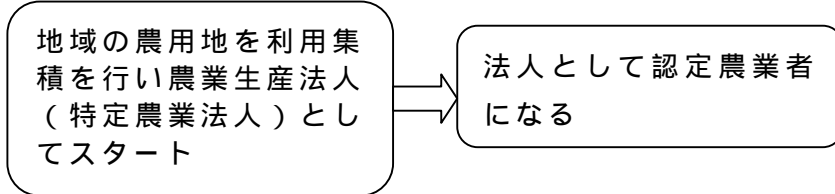
集落営農の取り組みは、地域の実情に応じて多様で画一的ではありませんが、集落営農組織の成長を考えた場合、任意組織の形態から、成熟度の高い法人形態をとり、確固たる経営体として永続性を確保する必要があります。

< 法人化への発展ステップ（例） >

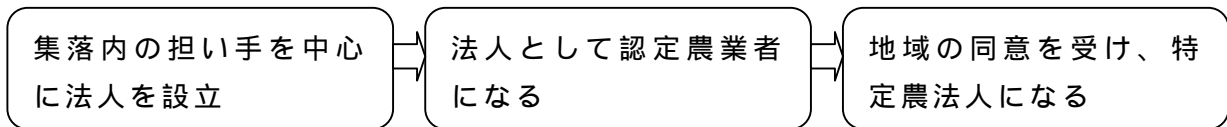
経理の一元化等により経営主体として実体を有する集落営農を確立



一集落一農場として農用地を利用集積



集落内の担い手に農用地の利用集積を目指す

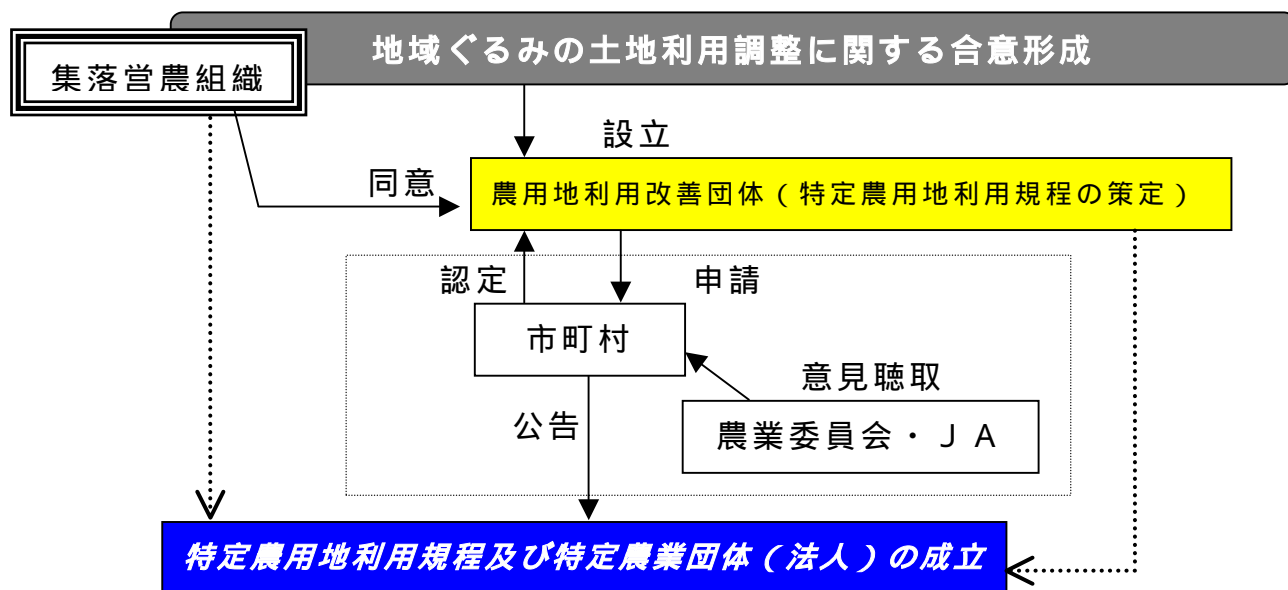


Q - 1 8 特定農業団体、特定農業法人とは？

A - 1 8

集落営農には様々な形態があり、集落営農が地域の担い手として発展するためには、経理の一元化を図る等、より経営体に近い形態をとることが重要となります。農業経営基盤強化促進法では、「特定農業団体」を担い手として位置付けています。

特定農業団体・特定農業法人になるには、以下の手続きが必要です。



特定農業団体とは・・・「農用地利用改善団体」が作成し市町村の認定を受けた特定農用地利用規程に位置付けられ、以下の要件を満たした団体です

農作業の受託：地縁的なまとまりのある地域の農用地面積の相当部分（2 / 3以上）の農作業を受託することを目標としている

代表者等に関する規約：団体の代表者等を定めた定款又は規約を有する

法人化計画：以下の達成が確実と見込まれること

将来（5年以内）農業生産法人となること

主たる従事者について、一定水準の農業所得額の目標を設定すること

集落営農の組織化の段階では、主たる従事者の候補者が存在することで足りる

農業所得額の水準については、目指す経営規模等により、判断可能

一元経理：費用の共同負担や利益配分方式により、耕作又は養畜を行っていること

農用地利用改善団体とは・・・

作付地の集団化や農作業の効率化、そのために必要な認定農業者への利用権設定等の促進等を行う農用地利用改善事業を実施するための集落組織等を基礎にした地権者の集団です。農用地利用改善団体は農用地利用規程を定め、市町村の認定を受けることができます（基盤法第23条第1項）。この規程の認定要件は、

農用地利用改善団体に関する次の要件を満たしていること、

ア 基本構想の農用地利用改善事業の実施区域をその地区としていること、

- イ 地区内の地権者の3分の2以上が構成員となっていること、
- ウ 一定の基準に従った定款又は規約を有していること、
 - 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること、
 - 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること、
 - 農用地利用規程が適正に定められており、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること等。

Q：「農用地利用改善団体」と「特定農業団体」はどのような関係ですか？

A：農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業を円滑に実施できない場合に、その団体の特定農用地利用規程において、当該改善団体の構成員から農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行うことが定められた農作業受託組織が特定農業団体です。

Q：農用地利用改善団体がなくても特定農業団体になれますか。

A：特定農業団体は、農用地利用改善団体が定めた特定農用地利用規程に位置付けられた団体であり、この規程は市町村の認定を受けることが必要であることから、認定申請者である農用地利用改善団体がない場合は、特定農業団体とはなりません。

Q：特定農業団体の「経営主体としての実体を有する農作業受託組織」とは、どのようなものですか。

A：農作業をはじめ、生産物販売等幅広い作業について、集落内の農家から委託を受け、実体的には農業経営の主体に近い任意組織等であって、農業生産法人の一步手前の段階にあるものです。また、任意組織として農地等の使用収益権を有していないので、農業経営は構成員単位の経営になりますが、団体の目的としている耕作等の費用を構成員が負担し、利益を配分している任意組織です。

Q：「定款又は規約」には何を記載するのですか。

A：施行令第4条において、「目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項その他農林水産大臣が定める基準に適合するものであること」とされ、農林水産大臣が定める基準は、「農業経営基盤強化促進法第32条の農林水産大臣が定める基準等を定める件」(平成15年農林水産省告示1419号)として告示されています。

【農林水産大臣が定める基準等】

農林水産大臣が定める事項

ア 総会の議決方法 イ 農用地の利用・管理に関すること

ウ 農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること

農林水産大臣が定める基準

ア 構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと

イ 代表者の選任手続を明らかにしていること

ウ 総会の議決事項について定款又は規約の変更その他重要事項が議決事項と

されていること

エ 総代の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと

Q：「農業生産法人となることに関する計画に係る基準」とはどのようなものですか。

A：次の内容となります。

特定農用地利用規程の認定申請日から起算して5年以内に農業生産法人となる予定日が定められていること（規則第20条の2第1号）

農業生産法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること（規則第20条の2第2号）

団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額が、同意市町村の基本構想の目標農業所得額と同等以上の水準であること（規則第20条の2第3号）

団体が目標とする農業経営の規模等農業経営の指標が定められており、その内容が同意市町村の基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること（規則第20条の2第4号）

Q：特定農業団体は5年以内に法人化することとなっていますが、作業受託のみを行う法人でもいいのですか。

A：特定農業団体は、将来農用地の権利を得ることで経営基盤を強化し、効率的かつ安定的な経営体へと発展することを期待しているものであることから、5年以内に農業生産法人となることを、当該特定農業団体を定めた特定農用地利用規程の認定の要件としているものです。従って作業受託のみでなく、農用地の権利を有した安定的な農業経営を行う法人となります。

Q：特定農業団体の法人化までの期間5年の意味について。

A：農業生産法人となるまでには、内部の合意形成や定款作成等の諸手続に、ある程度の期間が必要と考えられる一方、過度に長い期間とした場合、取組みへの機運が削がれることが懸念されること等を勘案し、5年の期間が設定されています。

Q：5年以内に法人化することができなかった場合、罰則等がありますか。

A：ありません。農業生産法人となれるよう、市町村とJAとが連携の上指導していくことが地域の農業構造の改革を図る上で重要となります。

Q：「農業生産法人となるために実施する事項・時期」とはどのようなことですか。

A：実施する事項は、先進事例の調査、法人経営に関する研修会の開催、設立準備会の開催、発起人会の設立、定款の作成、創立総会の開催等であって、その時期とはそれぞれの事項についての開催等の時期です。

Q：現在主たる従事者が存在しない団体は特定農業団体になれますか。

A：計画を策定する段階では、主たる従事者候補が存在することで足り、必ずしもこのような要件を満たす者の存在を要しません。

Q：「主たる従事者の目標とする農業所得額の達成」は何で判断するのですか。

A：その組織が現行の農用地利用集積の状況、将来的に目指す農業経営の指標等を総合的に判断して行います。

Q：「耕作等についての費用を共同負担し、利益を分配すること（一元経理）」を特定農業団体の要件としているのはなぜですか。

A：特定農業団体が経営主体としての実体を有していることを確認するために要件としています。

Q：特定農業団体が農用地利用改善事業の実施区域以外から農作業受託を行うことはできますか。

A：できますが、特定農用地利用規程に記載する総集積目標面積、現況集積面積、集積目標面積には含めることはできません。

Q：構成員以外の者から作業受託を行っている場合、「一元経理」の範囲にふくめるのですか。

A：員外の農作業受託料金を徴収しますが、受託作業の諸費用は団体で負担しており、差額は最終的に構成員へ収益配分（又は費用徴収等）する意味で含めます。

Q：一元経理が行われていることの確認書類はどんなものですか。

A：例えば、団体名義で農畜産物が出荷されていることを証する書類、農業共済資格団体として農業共済組合の組合員となっていることを証する書類等です。

Q：特定農業団体は、農用地利用改善団体の地区内の「相当部分」の農業上の利用を行うこととされていますが、その範囲は地区内の農用地面積のどの位になりますか。

A：特定農業団体はその地区内の農用地面積の3分の2以上について農業上の利用を行うこととされています。一方、特定農業法人は地区内の農用地面積の過半になります。

Q：特定農業団体の農業上の利用の目標が、特定農業法人と異なる理由はなぜですか。

A：特定農業団体は、現時点では農業生産法人でなく、将来的に効率的かつ安定的な経営体への発展が期待できるものとして特定農用地利用規程に位置付けられるので、特定農業法人に比べて、より強固な経営基盤の確保を目指すことが必要だからです。

Q：特定農業団体が農業生産法人となって、特定農業法人として引き続き特定農用地利用規程に位置付けられる場合、改めて市町村の認定を受ける必要がありますか。

A：農用地利用改善団体が農用地利用規程を変更する場合は、市町村の認定を受けなければなりません。（基盤法第23条の2第1項）ただし、構成員の同一性が認められれば、改めて市町村の認定手続を行わず届出だけで足りることになっています。（基盤法第23条の2第1項ただし書き、同条第2項）

Q：「構成員において同一性が認められる」とはどのように判断するのですか。

A：変更後の農業生産法人の組合員、社員又は株主の過半の数が、組織変更前の特定農業団体の構成員により占められているか否かで判断します。

Q：特定農業団体が組織変更する場合は、農用地利用改善団体に連絡することは必要ですか。

A：特定農業団体の組織変更は、特定農業団体を農用地利用集積の相手方とする農用地利用改善事業において極めて重要な事項であるため、当該組織変更前にあらかじめ、農用地利用改善団体にその旨を通知することとされています。（規則第21条の3）

Q：農用地利用改善団体は、特定農用地利用規程の変更を認定市町村へ届け出る場合、どのような書類を添付するのですか。また、認定市町村は何を確認するのですか。

A：農用地利用改善団体の代表者は、農用地利用規程の変更後遅滞なく、届出書に変更した農用地利用規程及び特定農業団体が農業生産法人となったことを証する書面を添えて、認定市町村に届け出ます（基盤法第23条の2第2項、規則第25条）。一方認定市町村は、届出に係る特定農用地利用規程が、特定農業団体が農業生産法人へと変更されたことに伴う変更以外の変更がないこと、特定農業団体が組織変更前にあらかじめ農用地利用改善団体へ通知が行われているかを確認します。

Q：「特定農業団体」が農業生産法人となったことを証する書面とは何ですか。

A：農地法の許可書等の写し、又は農地法第3条の許可申請書別紙「農業生産法人の要件に係る事項」に準じた様式による書面等が考えられます。

Q：特定農業団体を定めた特定農用地利用規程の有効期間はありますか。

A：特定農用地利用規程は、農用地利用改善団体が市町村の認定を受けた日から起算して5年間とされています。また、法人化できなかつたやむを得ない事情と法人化の確実性等が判断できれば、5年を超えない範囲で延長ができます。（施行令第6条）

Q：特定農用地利用規程の延長はどのような場合できるのですか。

A：農業生産法人となるため、構成員をはじめ地権者等と繰り返し調整を行ってきた経過がある等、農業生産法人となることができなかつたことにつきやむを得ないと認められる事由がある場合等に限定して行うことができます。

Q：農用地利用規程の認定が取り消されることはありますか。

A：認定市長村は次の場合認定を取り消すことがあります。

農用地利用規程にしたがって農用地利用改善事業を行っていないこと（基盤法第23条の2第3項）

農用地利用改善団体が所要の要件を満たさなくなつたこと（施行令第7条第1号）

基本構想が変更され、農用地利用規程が基本構想に適合しなくなつたにも関わらず、遅滞なく変更の認定を受けなかつたこと（施行令第7条第2号）

Q：特定農業団体は、特定農業法人と同様「認定農業者」となれますか。また、政策上のメリットはありますか。

A：特定農業団体は、任意組織であるため認定農業者にはなれません。

特定農業法人とは・・・

農業生産法人（農事組合法人、有限会社、株式会社）

地縁的にまとまりのある地域の農地の過半を集積（利用権設定、作業受託）
地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときには、これに応じる義務を負う（関係者の合意が必要）

制度上のメリットの存在

「農用地利用集積準備基金制度」が利用可能

農業収入（農畜産物の販売収入、農作業受託収入、農畜産物加工品販売収入の40%相当額の合計）の9%相当額以下を準備金（損金扱い）として積み立て（5年間据え置き）、5年以内の農地の取得や機械・施設の設備投資のために取り崩した場合には、取得額を圧縮記帳して損金算入でき、実質的に課税されません。

例：農業収入 3,000 万円、必要経費 2,400 円、法人税率 22%と仮定した場合

）準備金の積立をしない場合

法人税額； $(3,000 \text{ 万円} - 2,400 \text{ 万円}) \times 22\% = 132 \text{ 万円}$

）制度を利用し、5年目に1,080万円を取り崩し農地を取得した場合

1～4年目までの法人税の計算

$\{3,000 \text{ 万円} - (2,400 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円} \times 9\%)\} \times 22\% = 72.6 \text{ 万円}$

5年目の法人税の計算

$\{3,000 \text{ 万円} - (2,400 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円} \times 9\%) + 1,080 \text{ 万円}$

$- 10,799,999 \text{ 円 (圧縮記帳)}\} \times 22\% = 72.6 \text{ 万円}$

< 参考：農業法人形態による違い >

	株式会社	有限会社	合名会社	合資会社	農事組合法人
構成員の数	1人以上	1～50名	2人以上	2人以上	3人以上 (農民2/3以上)
構成員の呼称	株主	社員	社員	無限責任社員 有限責任社員	組員
最低資本金	1千万円	3百万円	なし	なし	なし
出資者責任範囲	出資金額内	出資金額内	債務金額	債務金額 出資金額内	賦課金及び 出資金額内
経営者の数	取締役3名以上 監査役1名以上	取締役1名以上 監査役は任意	全社員が 経営者	無限責任社員が 経営者	理事1名以上
会社の代表者	代表取締役	取締役 代表取締役を 定めても良い	社員 代表社員を 定めても良い	無限責任社員 代表社員を定め ても良い	代表理事
最高決定機関	株主総会	社員総会	全社員の同意	全社員の同意	組員総会

Q - 19 集落内に担い手がいない場合は？

A - 19

大方の集落では担い手が不足しています。集落内に担い手がいない場合は、近隣集落の個別なり集団に担い手になってもらわざるをえません。この場合重要なことは、集落の土地利用をできるだけ合理化しておくことです。集落構成員全員の話し合いで転作の団地化など土地利用調整を行い、その計画書を新たな担い手に託すことが一つの方法として考えられます。土地利用型農業は受け手市場になってきていますので、圃場条件の整備は大切です。

Q - 20 農業経営の将来像

A - 20

大規模経営、加工・販売部門まで取り入れた経営、研究開発を行う経営、消費者と直接的交流を行っている経営など、多角化が進み内容も多岐にわたってきている農業経営。農業は第1次産業に分類されていますが、今や第2、第3次産業も合わせた、いわば「6次産業」の色彩が強まっています。こうした農業経営を推進するには、若者の澁刺としたパワー、女性の感性を生かした起業家精神、高齢者の経験と知恵など、地域の人的資源を最大限活用することが大切です。世代や性別にこだわらずに「多様な担い手」を育成しましょう。

集落営農の組織化を進める際の課題

解決例
(事例からのヒント)

「農業は俺一代限りだ」という親爺さん(世帯主)による集落営農組織化への抵抗感

次世代を担う後継者たちの集落への深い情愛により、チラシの配布にて集落営農の呼びかけを図り賛同を得、農事組合法人を設立した。

個人の所有機械の処分に対する抵抗感

個人所有機械の円滑な処分を支援するため、県の専門技術員など農機の専門家による査定を実施し、集落23戸が所有する81台の農機を整理した。

経営規模の拡大により、利用権設定を受けた全ての農地について畦畔・水路の管理まで行うことは困難

地域の構成員として自覚を持ってもらうためにも農地所有者に畦畔除草と水路清掃等の責任を負ってもらう。
組織が管理する場合は圃場毎に畦畔の状況も異なることから担当地域のローテーションを組んで除草作業の負担を公平に保っている。

後継者が不在の上、新規就農も期待できない

組織化・法人化により新規就農の受け皿として条件整備が進み、大卒者が就職した。今後これら新たに就職した若者を将来の経営者として研修を重ね、育成していく。

農閑期(冬期)を含む周年雇用をどう確保するのか

機械共同利用組合からスタートしていることから、今後、園芸や加工、交流事業といった複合経営、多角化により収入を確保している。
冬場は行政から除雪作業を受託することで周年雇用を確保している。

集落営農の組織化を図ったところ、人格のない社団として法人課税が行われると税務当局から指摘を受けた

任意組織に対する課税については、各税務署の判断によって法人課税又は個人課税が行われる。集落営農の組織化に際し制度や組織の運営形態について説明し、法人課税となっても一概に不利ではない旨、集落内で合意することが必要。

機械の利用料金を低く設定したために、機械の償還や更新が継続するかが課題

機械の共同利用に当たっては、組合設立時に機械の償還計画や更新計画を組合員間で十分に話し合い、機械の共同利用に当たってのルールのも明確化、実効性の確保を図っている。

農事組合法人の設立に当たり出資金を低く抑えたために財政基盤が脆弱となり、十分な融資が受けられない

農事組合法人の設立に当たっては、運転資金等の円滑な融通を図るため、十分な出資金を確保して、しっかりした財政基盤を築いている。

任意組織の経理

1. 簿記・決算・申告の流れ

簿記・決算・申告の流れの中で、集落営農組合と個人経営との違いは、決算から申告までの間に総会があるかないかです。このこと以外では個人経営簿記と基本的に変わりません。簿記・決算・申告の流れは次の通りです。

流 れ	【備 考】
期首貸借対照表	
期首仕訳	開始仕訳。
期中仕訳	日常の取引仕訳。
期末仕訳	決算仕訳。
計算書類作成	貸借対照表、損益計算書、事業報告書、利益処分案、付属明細書。
計算書類承認	役員会で承認。
監査	計算書類 ~ を監査、監査報告書で報告。
総会招集通知	~ を添付の上通知する。
総会	の承認（確定）、の報告、の報告。
申告	決算確定後按分（配当）し個人申告へ。

- 貸借対照表は営農組合の財政状況を、損益計算書は経営成績を表します。
- 事業報告書は、貸借対照表及び損益計算書を補足します。
- 利益処分案は、当期及び過年度の利益処分方法について作成されます。

複式簿記による経理

複式簿記は、事業活動を一定時点における財産の蓄え = 財産状態（貸借対照表）と、一定期間の経営の流れ = 損益状況（損益計算書）の二つの側面から捉え、結果を分析して新たな設備投資や仕入れ、生産計画、販売計画などの事業活動に活用します。

簿記には、収入と支出だけを記帳する単式簿記もありますが、単式では次の投資等に必要な財産状況はわかりません。

貸借対照表には資産・負債・資本、損益計算書には損失、利益の要素があり、それぞれ性質が異なります。

資産：保有している財産や権利の総称で、現金、預金、有価証券、売掛金、土地、建物、機械施設、農産物等。

負債：経営体が負担している債務で、買掛金、借入金、未払金等。

資本：所有する正味の財産（自己資本）で、資本金（元手）、利益の蓄積等。

資産・負債・資本の関係：資産 - 負債 = 資本

貸借対照表（平成×年4月1日）（単位：千円）

資 産	金 額	負債・資本	金 額
現 金	76	買 掛 金	242
預 金	422	借 入 金	1,658
有価証券		未 払 金	
売 掛 金	102		
農 産 物	900	出資金（資本金）	2,500
土 地	1,219		
建 物	1,500		
機械施設	181		
資 産 計	4,400	負債・資本計	4,400

収益：事業活動の結果生じた利益で、農産物の売上高、作業受託の報酬、配当金、受取利息等。

費用：事業活動を行うためのコストで、各種資材等購入費用、給料、減価償却費、支払利息等。

損益計算書（自：平成×年4月1日 至平成 年3月31日）（単位：千円）

費 用	金 額	収 益	金 額
種 苗 費	148	売 上 高	2,172
飼 料 費	319	作 業 受 託 料	1
労 賃	244	配 当 金	
給 料	1,200	受 取 利 息	
減価償却費	79	雑 収 入	68
借入金利息			
当期純利益	250		
費 用 計	2,240	収 益 計	2,240

2. 営農組合の経理の流れ

期中～期末の経理

(取引1) 組合員から100円出資金を集め営農活動を始めました。

借方：現金 100 貸方：出資金(資本金) 100

(取引2) 草刈りの依頼を受け、作業者に草刈労賃50円払い、作業を完了しました。

借方：労賃 50 貸方：現金 50

(取引3) 委託者から、草刈収入100円を受け取りました。

借方：現金 100 貸方：作業受託料 100

100 - 50 + 100

貸借対照表(平成17年4月1日)(単位：千円)

資産	金額	負債・資本	金額
現金	150	買掛金	
預金		借入金	
有価証券		未払金	
売掛金			
農産物		出資金(資本金)	100
土地		当期末処分利益	50
建物			
機械施設			
資産計	150	負債・資本計	150

損益計算書(自：平成17年4月1日 至平成18年3月31日)(単位：千円)

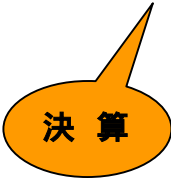
費用	金額	収益	金額
種苗費		売上高	
飼料費		作業受託料	100
労賃	50	配当金	
給料		受取利息	
減価償却費		雑収入	
借入金利息			
当期利益	50		
費用計	100	収益計	100

- 資産と費用は増加(発生)が借方(左側)、減少(取消)が貸方(右側)。
- 負債、資本及び収益は増加(発生)が貸方、減少(取消)が借方。
- 期末の貸借対照表のみ翌期繰越。

総会に諮るもの

期末貸借対照表 (平成18年3月31日) (単位:千円)

資 産	金 額	負債・資本	金 額
現 金	150	買 掛 金	
預 金		借 入 金	
有価証券		未 払 金	
売 掛 金			
農 産 物		出資金 (資本 金)	100
土 地		未処分利益	50
建 物			
機械施設			
資 産 計	150	負債・資本計	150

(例)	利益処分案	A 営農組合	平成 年 3 月 3 1 日
	未処分利益	50	
次の通り処分致します。	利益処分数額		
	配当金	50	
	次期繰越利益	0	

翌期利益処分の経理

(取引1) 利益処分案の承認に伴い、未払配当金の計上を行います。

借方：未処分利益 50 貸方：未払金 50

(取引2) 組合員に対して現金配当 50 円を行います。

借方：未払金 50 貸方：現金 50

参 考

営農組合の主な仕訳例は次の通りです。

(取引例 1) 材料費の現金支払いの場合。

借方：種苗費 ××× 貸方：現金 ×××

(取引例 2) 共用農機の燃料を支払う場合。

借方：燃料費 ××× 貸方：現金 ×××

(取引例 3) 農産物を販売する場合。

借方：現金 ××× 貸方：売上高 ×××

(取引例 4) 価格補てん金を受取る場合。

借方：現金 ××× 貸方：価格補てん収入 ×××

(取引例 5) 農地を借入れ、賃借料を支払う場合。

借方：賃借料 ××× 貸方：現金 ×××

(取引例 6) 組合員から賦課金を徴収する場合。

借方：現金 ××× 貸方：賦課金収入 ×××

(取引例 7) 総会終了後の懇親会で、飲食費を支払う場合。

借方：飲食費 ××× 貸方：現金 ×××

(取引例 8) 農機購入のため J A から借入を行い、預金口座に振込まれた場合。

借方：預金 ××× 貸方：借入金 ×××

(取引例 9) 農機を更新し、代金の預金引落としがあった場合。

借方：機械施設 ××× 貸方：預金 ×××

(取引例 10) 預金利息受取が発生した場合。

借方：預金 ××× 貸方：受取利息 ×××

(取引例 11) 借入金を返済した場合。

借方：借入金 ××× 貸方：現金 ×××

(取引例 12) 減価償却費を計上する場合。

借方：減価償却費 ××× 貸方：減価償却累計額 ×××

減価償却は、固定資産から直接減額する方式(直接法)もありますが、その場合は更新時に大きな処分損が発生することになります。

以上営農組合運営上で主な仕訳例をしましたが、勘定科目については、客観的に分かりやすい名称とすることに留意し、任意に設定します。(別表例)

別表 営農組合勘定科目の例

資産の部

流動資産

現金・預金
売掛金
未収金
前払費用
仮払金
未収収益
棚卸資産

固定資産

有形固定資産
 建物
 機械設備
 車輛運搬具
 工具器具備品
無形固定資産
投資その他の資産
 外部出資

繰延資産

負債の部

流動負債

短期借入金
買掛金
前受金
未払金
未払費用
前受収益
構成員から借入金

固定負債

長期借入金
構成員から借入金

資本の部

出資金

費用の部

原材料費
人件費
 臨時雇い賃金
 福利厚生費
経費
 減価償却費
 修繕費
 光熱動力費
賃借料
 支払地代
 共済掛金
 販売費
旅費
 宣伝広告費
 通信費
 会議費
 雑費
営業外費用
 支払利息
 負担金等
 雑支出
特別損失

収益の部

売上高
営業外収益
 受取利息
 奨励金等
 雑収入
特別利益

上の勘定科目（例）は一例です。

3 . 経営成績を正しく表す損益計算書

(取引1) 運転資金 100 円を借り入れました。

借方：現金 100 貸方：借入金 100

損益計算書	収支計算書	説明
収益：	収入 借入金収入 100	財産取引なので損益の発生はなし。
費用：	支出	

(取引2) 借入金を 50 円返済しました。

借方：借入金 50 貸方：現金 50

損益計算書	収支計算書	説明
収益：	収入 借入金収入 100	財産取引なので損益の発生はなし。
費用：	支出 借入金返済支出 50	

(取引3) 農業機械 (取得価額 200 円) を購入しました。

借方：農業機械 200 貸方：現金 200

損益計算書	収支計算書	説明
収益：	収入 借入金収入 100	財産取引なので損益の発生はなし。
費用：	支出 借入金返済支出 50	
	機械購入支出 200	

(取引4) 農業機械の減価償却費 30 円を費用計上しました。(直接法)

借方：減価償却費 30 貸方：農業機械 30

損益計算書	収支計算書	説明
収益：	収入 借入金収入 100	現金収支の発生がないため支出発生はなし。
費用：	支出 借入金返済支出 50	
	減価償却費 30 機械購入支出 200	

(取引5) 農業機械(帳簿価額100円)を60円で売却しました。

借方：現金 60 貸方：農業機械 100

機械売却損 40

損益計算書	収支計算書	説明
収益： 費用： 減価償却費 30 機械売却損 40	収入 借入金収入 100 機械売却収入 60 支出 借入金返済支出 50 機械購入支出 200	損益計算では費用発生だが、収支計算では収入発生。

(取引6) 農産物を80円分販売し、代金は翌期にもらうことにしました。

借方：売掛金 80 貸方：販売収益 80

損益計算書	収支計算書	説明
収益： 販売収益 80 費用： 減価償却費 30 機械売却損 40	収入 借入金収入 100 機械売却収入 60 支出 借入金返済支出 50 機械購入支出 200	現金収支の発生がないため支出発生はなし。
当期利益 10	収支余剰 90	

➤ 収支計算と損益計算では同じ取引でもまるで違った結果となります。

4 . 固定資産の減価償却方法

固定資産とは

資産には、肥料等のように短期間で費用になるものと、農業機械のように長期間で費用になるものがあり、どちらも費用性資産ですが、費用化される期間が長いものを固定資産といいます。

- 肥料等（棚卸資産）...短期の費用性資産
- 農業機械等（固定資産）...長期の費用性資産

資産の費用化の流れについては、田植機と肥料を比較する次の違いがあります。



	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
肥 料	購入時...資産 使用時...費用	期首在庫 使用時...費用			
田植機	購入時...資産 減価償却時...費用	減価償却時...費用	同左	同左	同左

田植機（耐用年数 5 年）使用した時に、田植機がボロボロになるか、まだ十分使えるかは、機械使用者の管理次第ですが、国では全使用期間（法定耐用年数）経過後の残存評価額を取得価額の 10%と決めています。

さらに耐用年数では、機械等の種類ごとに耐用期間（法定耐用年数）及び償却率を定めています。

このように、残存価額及び耐用年数を種類ごと一律に決めないと、同じ機械を使っても経営者によって減価償却費がバラバラになり、経営数値の比較統一性及び税務の公平性の観点が見失われます。

【用語説明】

取得価額...購入価額 + 付随費用

耐用年数...固定資産の使用可能年数

残存価額...耐用年数経過後の固定資産の評価額

減価償却...価値減少による費用の見積

償却方法 定額法...毎年一定額について減価償却費計上

定率法...毎年期首帳簿価額に一定率を乗じて減価償却費計上

固定資産費用化の考え方

(例) 100 円の固定資産を取得し、耐用年数 5 年の場合。

【定額法】

取得価額	償却可能割合	償却基礎額	減価償却費	耐用年数
100	90%	90 (100 × 90%)	1 年度 18	5
			2 年度 18	
			3 年度 18	
			4 年度 18	
			5 年度 18	
			6 年度 5	



【定率法】

取得価額 帳簿価額 (2 年度以降)	償却率	減価償却費	帳簿価額	備考
100	36.9%	36 (100 × 36.9%)	64 (100 - 36)	1 年度
64	36.9%	23 (64 × 36.9%)	41 (64 - 23)	2 年度
41	36.9%	15 (41 × 36.9%)	26 (41 - 15)	3 年度
26	36.9%	9 (26 × 36.9%)	17 (26 - 9)	4 年度
17	36.9%	6 (17 × 36.9%)	11 (17 - 6)	5 年度
11	36.9%	6 (11 - 5)	5 (11 - 6)	6 年度

減価償却計上生じた円位未満の端数は切り捨てとなる。

税務上は、償却基礎額を超え、5%の残存になるまで減価償却費の計上ができる。

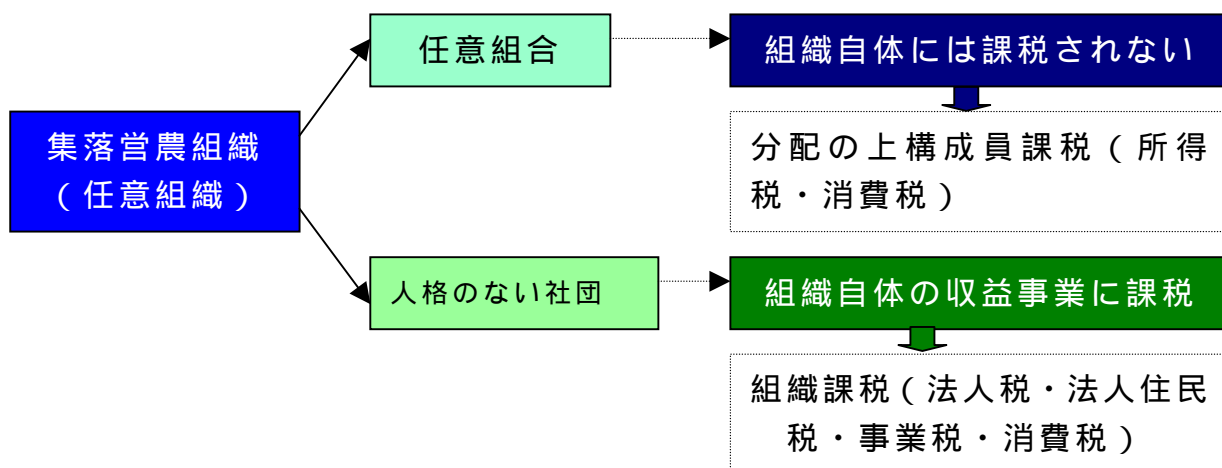
6 年度の減価償却費は、帳簿価額から残存 5%相当額を差し引く。

このように、固定資産減価償却の方法により、各年度に発生する減価償却費が異なります。償却の方法は営農組合で選択することができます。

任意組合と人格のない社団について

任意組織には、「任意組合（民法上の組合）」と「人格のない社団」があり、組織の形態及び運営の方法、損益の分配方法等で「任意組合」と「人格のない社団」とに区分されます。

「人格のない社団」とは税法上の概念であり、「人格のない」とは、「権利能力のない」という意味です。一方、「任意組合」は民法第 667 条から第 668 条に規定されるものをいいます。



任意組合と人格のない社団の比較

	任意組合 民 667 条 ~ 668 条	人格のない社団 (法人税基本通達 1 1 1 等)
団 体 制	共同事業（構成員は固定・排他的）。	団体としての組織を有し、統一された意志の下にその個性を超え活動。
財 産 の 帰 属	共同所有で、構成員の持分権はあるが自由に処分できない。	全構成員の総有で、各人は持分権はなく、財産管理は規約により一体的に保有。
議 決 及 び 業 務 の 執 行	特別の定めがない場合、組合員の過半数の議決で各組合員が直接的に業務を執行する。代表者は必置でない。	規約等に定めがない限り、意思決定機関としての総会の多数決原理により決議され、執行機関が間接的に業務を執行する。法律効果は団体に帰属する。
債 権 者 に 対 す る 責 任	規約に定める損失分担割合に応じ直接無限責任。	規約等に特別な定めがない場合に限り、団体の財産（負担金）を限度の責任。
加 入 ・ 脱 退 等	規約等により加入・脱退等はできるが予定されていない。	加入脱退は自由。構成員の変動によって団体の存在に大きく影響されない。
経 理	B S 及び P L 作成又は P L のみ作成若しくは収支計算書のみ作成を選択できる。	単に収益及び費用に関する経理だけでなく、資産及び負債に関する経理を要する。（法基通 15 1 1）
税 務	課税対象でない。共同事業全体の損益計算を通じ、分配割合に応じて構成員に分配する。	法人とみなされ法人税（法人税、住民税、事業税）が課税される。課税は収益事業に対してであり、「農作業受託」（請負業）、「販売受託」（物品販売業）が該当。さらに消費税の課税対象となる。

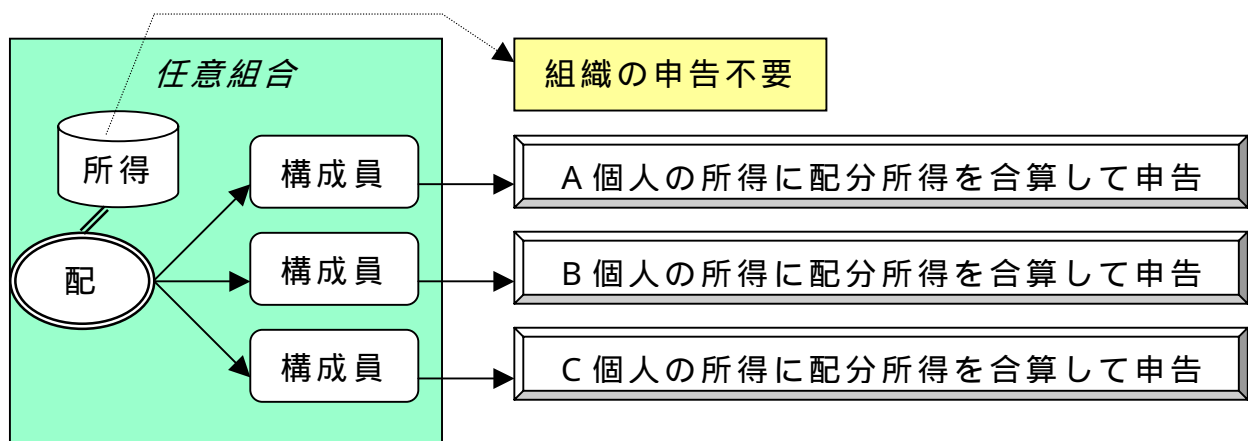
任意組織と法人の比較

	任意組織		農事組合法人	会社型法人
	人格のない社団	任意組合		
共同の目的	○	○	○	○
組織性	比較的強い	緩い団体制	強い	強い
多数決原理	○		○	○
存続性	○		○	○
管理方法の確定	○		○	○
構成員の個性	希薄	強い	希薄	希薄
団体の独立性	あり	なし	あり	あり
団体の行為	代表者と機関	構成員全員	代表者と機関	代表者と機関
構成員の地位	事業主、被用者	事業主	事業主、被用者	事業主、被用者
団体の財産	総有	合有	総有	総有
団体の債務	有限責任	無限責任	有限責任	有限責任
労災等	加入できる	加入困難	加入できる	加入できる
不動産の登記	信託的代表者名義	構成員全員の共有	法人名義	法人名義
団体の所得	団体の法人所得	構成員個人	団体の法人所得	団体の法人所得
課税主体	団体	構成員個人	団体	団体
課税	法人税	所得税	法人税	法人税
	法人住民税	個人住民税	法人住民税	法人住民税
	事業税		事業税	事業税
構成員労働報酬	費用	費用	費用	費用
法人税率	普通法人税率	なし	協同組合等	普通法人税率

1. 任意組合の税務

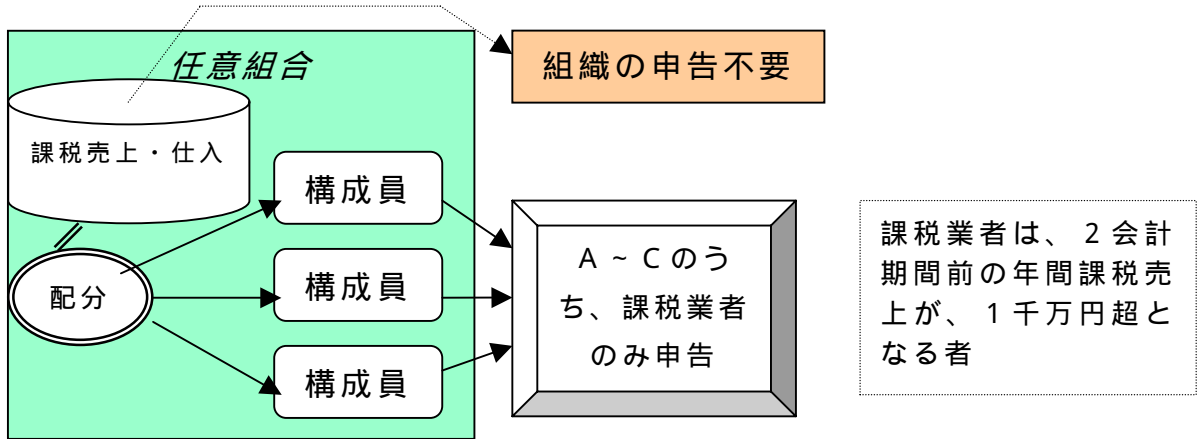
(1) 所得税課税

任意組合自体は課税主体とならないため、任意組合の所得を損益分配割合により構成員に按分計算の上配分し、構成員個人に所得税が課税されます。従って構成員は、個人の所得と、任意組合による所得を合算して申告しなければなりません。



(2) 消費税課税

任意組合自体は課税主体とならないため、持分割合により按分した課税売上高を構成員ごとに加算して課税されます。



国内において行われる「資産の譲渡等の対価」に該当しないものは、消費税の「不課税」取引となります。

【不課税取引】 保険金、共済金 利益の配当等 寄附金、祝金、見舞等
補助金、奨励金、女性金等 会費、組合費等

【損益分配計算書(例)】

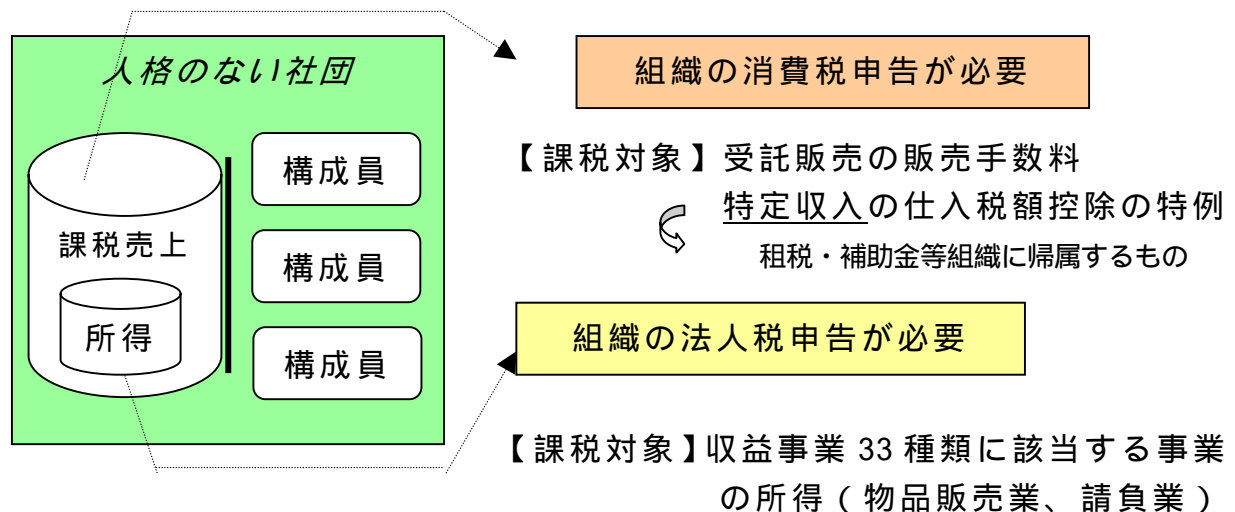
経営面積	収入金額	必要経費	調整取得資産	同償却費	調整必要経費	差引所得	出益金等	所得金額	課税売上	課税仕入
					= (+ -)	= -		= +		

2. 人格のない社団の税務

(1) 人格のない社団への課税について

人格のない社団は、法人とみなされて法人税が課税されます。ただし、人格のない社団が納税義務者となるのは、収益事業（物品販売業、請負業等）を営む場合に限られ、収益事業から生じた所得について法人税が課税されます。

また、人格のない社団は法人とみなされるため、国内において行った課税資産の譲渡等につき消費税が課税されます。



(2) 非収益事業及び精算所得の非課税

人格のない社団の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得及び清算所得については、法人税を課さないことになっています。

一方収益事業に該当するものは、33種類の事業が定められています。人格のない社団が行う集落営農の事業は、農作業全部の受託（請負業）と農産物の受託販売（物品販売業）の混合契約による事業であるため、収益事業として課税されます。

人格のない社団の収益事業は、事業を開始した日以後2月以内に、「収益事業開始届出書」に収益事業に係る開始貸借対照表を添付して税務署に提出しなければなりません。

語句説明

任意組合：

個人や法人と異なり、法的な権利や人格のない組織である。営農集団や研究会、サークル等は法的な権利や人格がないため、任意組合にあたる。

決算時に益金がある場合は課税の対象となる。

人格のない社団：

「社団」とは、一定の目的のために複数人が組織的に結合した人の団体であり、個々の構成員を超えた単一体として存在し活動するため、構成員が加入・脱退、交代しても持続性を有するもの。ちなみに社団が持つ財産や負債は社団に帰属する。

「人格のない社団」とは、社団としての実質を備えていながら法令上の要件を満たさないために法人としての登記ができないか、これを行っていないために法人格を有しない社団をいう。「権利能力なき社団」ともいう。社団が収益事業を営んだ場合、その社団には原則的に法人税が課税されることとなります(みなし法人課税)。その際、収益事業とは「販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの」(法人税法第2条13)であり、販売業には「当該農産物等を特定の集荷業者等に売り渡すだけの行為は、これに該当しない」(法人税基本通達15-1-9)ので、収穫物を農協等に出荷するだけの行為は収益事業とならない、課税対象とはならない、ということになります。

しかし、作業受託は収益事業になりますので、課税の対象になります。

内部留保(利益積立金)：

一般に、今期の税引利益から、税金、配当金、役員賞与など社外に払い出される分を差し引いた、残りの部分のこと。企業内に留保され再投資される。内部留保には、商法によって積み立てることが決められている「利益準備金」、企業の判断によって積み立てられる任意積立金のほか、未処分の利益もある。

任意組合は、税務申告の必要がないため利益の内部留保を行うと、その分が所得として申告されないことになる。

内部留保を行うためには構成員への配当等により利益処分を行った後、積立金として再度徴収する必要がある。

認定農業者：

農業経営基盤強化促進法に基づき策定された「市町村構想」で示した農業経営の目標に向けて、創意工夫により農業経営の改善を計画的に行うため「農業経営改善計画」を作成し、市町村に認定された者で、税制上の特例や長期低利融資の配慮等多面的な支援があります。

Q：認定される対象者は？

A：農業経営のスペシャリストを目指す意欲のある人であれば、性別、専業・兼業の別等を問わず認定を受けられます。

性別

男女の別は問いません。家族経営協定等を選び、経営に参加している女性農業者などもパートナーとともに認定の対象となります。

年齢

市町村が地域の担い手の状況を踏まえて年齢制限等を設け運用します。

専業の別

市町村基本構想で示された農業経営を目指す方であれば、兼業農家、新規就農者でも認定の対象となります。

経営規模・所得の大小

一定の収入が得られる農業経営を目指す場合は、規模の大小、所得の大小に関わらず、認定の対象となります。

営農類型

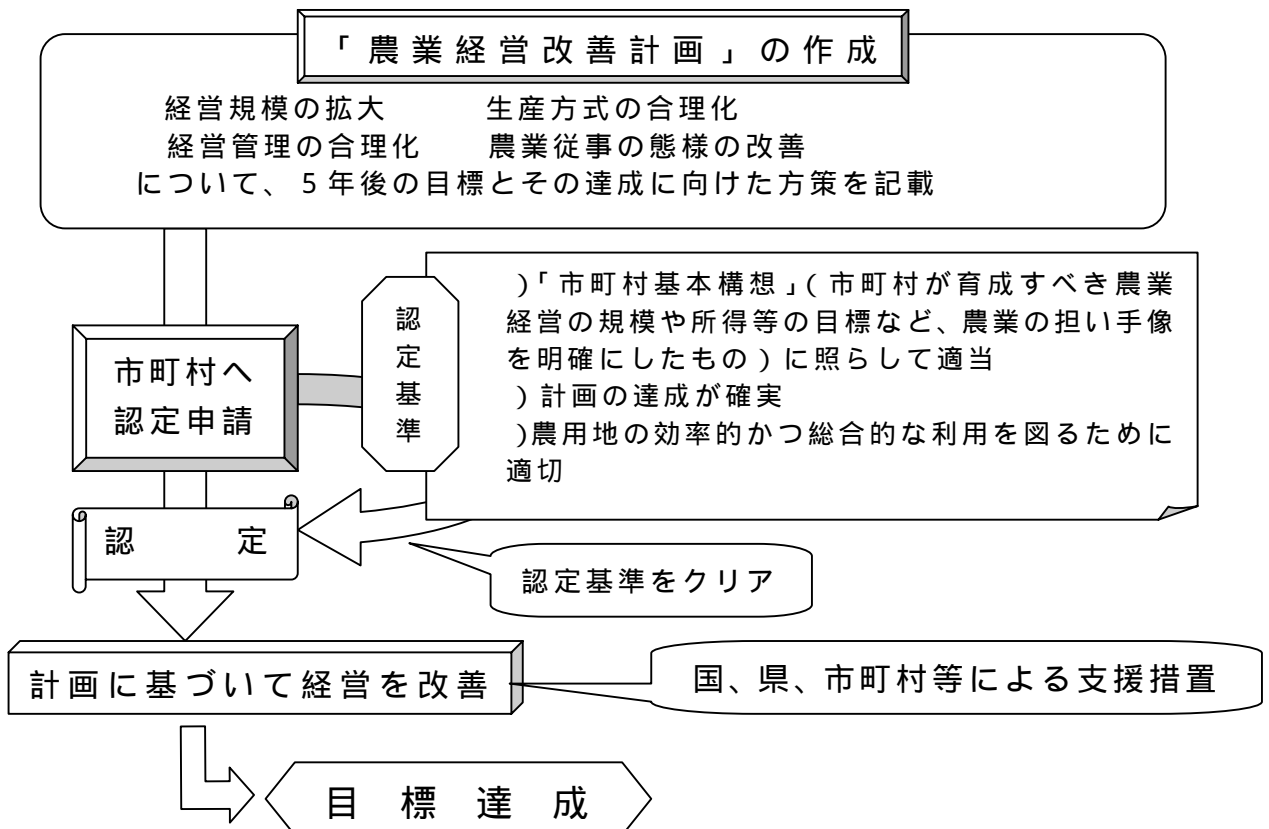
稲、麦、大豆等の土地利用型農業はもちろん、農地を持たない畜産経営や施設園芸なども認定の対象となります。

法人経営

農業経営を営む法人であれば、農業生産法人であるなしに関わらず認定の対象となります。

Q：認定農業者になるには？

A：以下のような手続きが必要になります。



Q：支援措置にはどのようなものがありますか？

A：金融、税制、年金など多岐にわたった支援措置があります。県、市町村等で独自の支援を準備しているところもあります。

経営改善に向けた支援

...担い手育成総合支援協議会が経営の相談・指導や経営診断等によりバックアップ
低利の政策資金の融通 = スーパーL資金

...貸付限度額；個人1億5千万円、法人5億円（最高10億円）

貸出金利；0.6～1.5%（平成17年5月25日現在）

税制の特例...機械・施設等の減価償却費を割増計上（割増率；20%）

農用地の利用集積の促進

農業生産基盤・機械施設の整備

...各種補助事業等により、生産基盤の整備、リースによる機械施設の導入
や、生産・流通・加工施設の整備等に対する支援

担い手経営安定対策

農業者年金

...通常保険料の限度額を下回る特例保険料を適用し、下限額との差額を助成

Q：認定農業者の適任者は？

A：次のような方が最有力候補者です。

地域水田農業ビジョンに「担い手」として位置付けられている

農地の利用集積により経営規模の拡大を考えている

既に市町村基本構想の目標水準と同等の経営をしている

新たに農業を始めて、農業経営のスペシャリストを目指している

LLP（有限責任事業組合）・LLC（合同会社）制度

LLP・LLCの特徴 共同事業のための人的な組織体

出資者の有限責任制（出資額までの責任）

内部自治の徹底（出資比率と異なる配当等が可能）

LLPとは・・・民法組合の一形態

<特徴>

出資者の有限責任制...出資金の範囲で責任を負う

内部自治の徹底...柔軟な損益配分、取締役会等の機関設置義務がない

構成員課税...LLP自体には課税されず、出資者に直接課税する

<性格>

複数の者が出資 共同で営利事業を営む契約を結ぶことによって成立

組合名義では対外法律行為（契約、財産・農地取得等）はできない（組合員が共同で行う）

組合の決定は組合員の総意による（重要な決定は総組合員の同意を要するが、これ以外は組合契約書をもって変更が可能）

会計帳簿（複式簿記）、財務諸表の作成・保存等が義務付け

<集落営農への活用例>

共同化が進んでいる部門（農作業受託、機械利用・農産物加工等）にLLP法人化の準備段階として活用

オペレーター同士が集落を対象として農作業受託組織をつくる場合に活用

畜産農家・業者と連携した飼料作の共同事業化

農産物の加工・販売など事業を多角化する場合、食品産業等の製造・販売のノウハウを有する者を参加させ、新たな商品開発や事業として部門を独立化

LLCとは・・・会社の一形態

<特徴>

出資者の有限責任制...出資金の範囲で責任を負う

内部自治の徹底...柔軟な損益配分、取締役会等の機関設置義務がない

法人課税（検討中であり、変更もあり得る）

...法人課税とともに、社員への配当にも課税

<性格>

株式会社と並ぶ会社の一類型

法人格を有し、権利能力が認められる（農地の取得も可能）

会社の意志決定は原則として社員の総意によるが、定款で意志決定方法の変更が可能

会計帳簿（複式簿記）、財務諸表の作成・保存等が義務付け

<集落営農での活用例>

農業生産法人として農業経営全般を行うことが可能（農地取得可）

農業環境規範：

食料・農業・農村基本計画において、「環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進」するとの考え方の下、「農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、平成17年度より可能なものから、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととする(クロス・コンプライアンス)」との方針が定められました。この「規範」について、16年10月から、考え方や、基本的な取組の内容等について検討を行い、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(「農業環境規範」)を策定した。以下の、 のような基本的な取組を実行し、点検シートを用いた点検を行い、実行が十分ではない場合はその改善に努める。

【 作物の生産】(項目のみ)

- 1 土づくりの励行
- 2 適切で効果的・効率的な施肥
- 3 効果的・効率的で適正な防除
- 4 廃棄物の適正な処理・利用
- 5 エネルギーの節減
- 6 新たな知見・情報の収集
- 7 生産情報の保存

【 家畜の飼養・生産】(項目のみ)

- 1 家畜排せつ物法の遵守
- 2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行
- 3 家畜排せつ物の利活用の推進
- 4 環境関連法令への適切な対応
- 5 エネルギーの節減
- 6 新たな知見・情報の収集

家畜排せつ物法：

家畜排せつ物の野積み・素堀りは、悪臭や河川・地下水へ流出し環境問題を引き起こす要因となりますが、家畜排せつ物を利用したたい肥などは土づくりに有効で環境保全型農業への活用が期待できます。このため、野積み・素堀りを解消し家畜排せつ物の管理（処理や保管）の適正化を図ること、家畜排せつ物のたい肥化とその一層の利用率向上を図ること、が急務となりました。

こうした状況の下、『家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律』（家畜排せつ物法）が制定され、平成 11 年 11 月 1 日から施行されました。この法律に基づき、畜産環境問題の解決に向けた各種の施策が実施されています。平成 16 年 11 月 1 日から完全施行（全ての規定が適用）されました。

家畜排せつ物法の概要は以下の通り。

（１）家畜排せつ物の管理の適正化のための措置…管理基準の遵守

管理基準の策定

施設の構造に関する基準

- ・糞などの固形物の場合、床をコンクリートなど汚水が浸透しない材料で築造し、覆いや側壁を設ける
- ・尿などの液状物の場合、貯留槽で、コンクリートなどの汚水が浸透しない材料で築造する

家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- ・家畜排せつ物は施設において管理する
- ・送風装置等を設置している場合には、その維持管理を適切に行う
- ・施設に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行う
- ・年間発生量、処理の方法、処理量について記録する

畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理

知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施

ただし小規模畜産農家については管理基準は適用しない

牛：10 頭未満 豚：100 頭未満 鶏：2000 羽未満 馬：10 頭未満

管理基準の適用については、必要な経過期間（最大で 5 年間）を設定。

施設の構造に関する基準 ： 5 年

家畜排せつ物の発生量等の記録： 3 年

（２）家畜排せつ物の利用促進のための措置

基本方針の策定

都道府県計画の作成

金融上の支援措置

ア 畜産業を営む者の作成する施設整備計画の認定（都道府県）

イ アの認定を受けた者に対する農林漁業金融公庫の融資

（施設の取得等に必要な資金の他、施設・機械の賃借料の全額一括支払い等に必要な資金を融通）

エコファーマー：

『土づくり・減化学肥料・減農薬』という環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に一体的に取り組む生産者のみなさんです。平成11年「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」が定められ、「土づくり」「化学肥料の低減」「化学農薬の低減」の3つの技術（＝持続性の高い農業生産方式）に一体的に取り組む計画を立てた者を「エコファーマー」として県知事が認定しています。宮城県では水稲、大豆、きゅうり、トマトなど25品目の農産物で導入指針を策定しています。

< 持続性の高い農業生産方式の技術概要 >

技術名	技術内容
A：堆肥等施用技術	
堆肥等有機質資材施用	土壌診断を行い、良質な堆肥などを施用
緑肥作物利用	土壌診断を行い、緑肥作物を栽培して農地にすき込む
B：化学肥料低減技術	
局所施肥	化学肥料を根の周辺等に局所的に施用
肥効調節型肥料施用	肥料成分の溶け出す速度を調節した化学肥料を施用
有機質肥料施用	油かすなどの有機質肥料を化学肥料に代替して施用
C：化学農薬低減技術	
機械除草	機械を用いて雑草を物理的に駆除
除草用動物利用	合鴨や鯉を水田に放し飼いにし雑草を駆除する
生物農薬利用	農薬登録を受けた天敵生物等を利用して病虫害を駆除
対抗植物栽培	土壌中の有害動植物を駆除する効果のある植物を栽培
被覆栽培	フィルムなどの被覆資材を用いて有害動植物の付着を防除
フェロモン剤利用	フェロモンを利用してトラップで捕殺したり、交信を攪乱する
マルチ栽培	フィルムや紙マルチなどで土壌表面を被覆して防除

エコファーマーになると以下のような支援措置を受けることができます。

農業改良資金の貸し付けに関する特例（詳しくは普及センターへ）

措置期間（3年）を含めた償還期間が12年まで延長されます。

貸付金の最高額が増額されます（標準資金需要額32万円/10a）。

対象となる農業機械・施設例

堆肥舎、マニアスプレッダー、フロントローダー、緑肥植物、側条施肥田植機、局所施肥機、肥効調整型肥料、紙マルチ田植機、水田用中耕除草機
性フェロモン剤、天敵製剤などの生物農薬、べたがけ用資材

課税の特例

次の農業機械を取得またはリースした場合、初年度30%の特別償却または初年度7%の税額控除が受けられます（取得価格280万円以上の機械のみに適用。

リースの場合は取得価額の60%に適用）。

対象となる機械：

自走式マニアスプレッダー、自走式トレンチャー、側条施肥田植機、自走式畝立マルチ施肥機、紙マルチ田植機

米生産費（宮城県）

区分		販売農家（宮城県）		<参考>全調査農家	
		10a 当たり	60kg 当たり	10a 当たり	60kg 当たり
生産費	物財費	67,861	9,266	67,234	12,029
	労働費	41,029	5,601	45,010	8,051
	費用合計	108,890	14,867	112,244	20,080
	生産費（副産物差引）	105,545	14,410	108,918	19,485
	支払利子・地代算入生産費	109,662	14,972	113,129	20,238
	資本利子・地代全額算入生産費	137,628	18,791	141,688	25,347
収益性等	収量（kg）	438	-	335	-
	粗収益	139,083	-	106,273	-
	所得	64,744	-	33,018	-

農業機械（水稻）の利用下限面積：

機種	能力	利用下限面積	
		平坦地域	山間地域
トラクター	25～34ps	8ha	7ha
	35～54ps	14ha	12ha
	55～84ps	20ha	18ha
田植機	乗用4～5条植	7ha	6ha
	乗用6条植	10ha	9ha
	乗用8条植	14ha	13ha
	乗用10条植以上	19ha	18ha
コンバイン	自脱型 刃幅0.8～1.2m（～3条刈相当）	7ha	6ha
	自脱型 刃幅1.2～1.6m（4条刈相当）	10ha	9ha
	自脱型 刃幅1.6m以上（5条刈相当～）	15ha	14ha
	普通型 刃幅0.8～2.5m	20ha	19ha
	普通型 刃幅2.5m以上	26ha	25ha

資料：「宮城県特定高性能農業機械導入計画」

米の流通制度について

必要最低限の規制の下で安定供給を図り、生産者が消費者ニーズに応じて創意工夫を活かした生産・販売を行うこと、流通業者による多様な販売活動の舞台を提供することを基本とした体制・制度としました。「計画流通米」、「計画外流通米」の制度上の区別がなくなり、「民間流通米」と、備蓄米として販売される「政府米」との区別のみとなりました。

安定供給のための自主的な取組に対する支援

価格の短期間における急激な変動等により安定的な通年流通に影響が生じないように、「米穀安定供給確保支援機構」を設立し、民間事業者の安定供給に向けた自主的な取組に対して債務保証などの支援を行います。

客観的な需給情報の提供

需要に応じた米生産を行えるよう、可能な限り客観的なデータに基づく米の需要予測を行い、これを含む需給情報として米に関する「基本指針」（「お米白書」）を年3回（7月、11月、3月）策定し公表します。

公正中立な米取引の場の整備

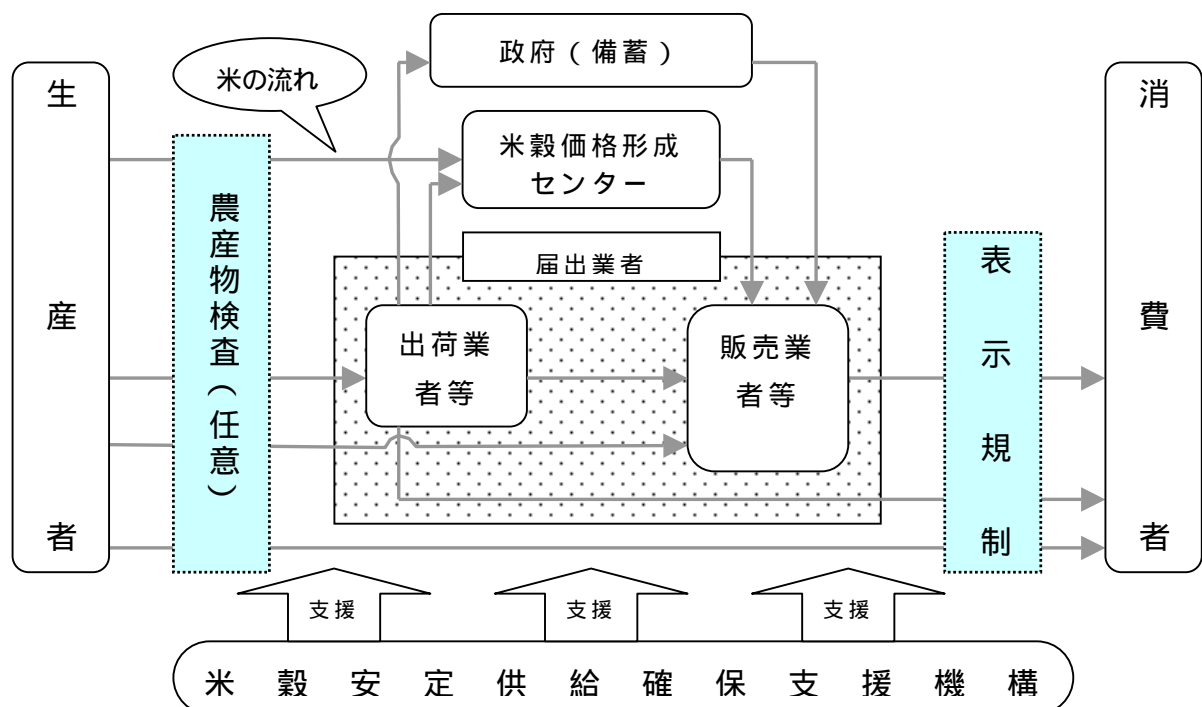
需給実勢を的確に反映した透明性のある米の価格形成が行われるよう「米穀価格形成センター」を設立、公正・中立な取引の場として育成・拡充していくため、入札取引以外の取引も可能とし、取引に参加できる者の拡大等を行いました。

表示・検査制度の再編成

農産物検査の受検は任意ではあるが、受検機会の拡大や検査証明の信頼性向上のための取組を行います。消費者に分かりやすい表示が行われるよう、表示欄の位置、無洗米、精米の品位についてガイドラインを業界とともに作成しました。また、トレーサビリティシステムの導入を支援しています。

不測時における米の供給確保体制の構築

凶作等、米が不足するときにも米の安定供給を図るため国が備蓄を行います。さらに需給ひっ迫の不測時には、国民に対する安定供給を図るため、流通業者や生産者による買い占め、売り惜しみなどを防止するための措置を講じます。この前提として流通業者を届出制とするなど、流通の実態を平常時から把握し得る仕組みとしました。



卸売市場制度の見直しについて

生産・消費両サイドの期待に応えられる「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換を図るため、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等を実施しました。

《主な内容》

卸売市場における品質管理の高度化

品質管理の高度化のための措置を規程し、品質管理を推進

開設者が業務規定において品質管理の方法を定める

商物一致規制の緩和

電子商取引により、市場内に現物を搬入せずに卸売を行うことが可能

買付集荷の自由化 委託集荷・買付集荷のいずれの選択も可能

第三者販売・直荷引きの弾力化

生産者や外食・加工・小売業者等と、卸・仲卸業者との連携強化、卸売市場のネットワーク化を図るための規制緩和

卸売市場の再編の促進

地域の特性・要望に十分配慮し市場ごとの自主性を基本に運営の広域化又は地方卸売市場への転換が必要な市場を位置付けるとともに、手続規程を整備

卸売手数料の弾力化（平成21年4月から施行）

機能、サービスに見合った手数料を徴収できるよう卸売手数料を弾力化

業務内容の多角化

兼業等の届出制の廃止。市場外での販売活動に関する規制の緩和

仲卸業者に対する財務基準の明確化

開設者が業務規定で仲卸業者の財務基準を定め、早期改善措置を導入

取引情報公表の充実

